

4. 調查報告他

4. 調査報告他

4.1. アジア諸国への現地法人等海外事務所設立に関する調査報告

目 次

1	アジア諸国における現地法人等海外事務所の設立状況	225
1.1	アジア諸国における海外進出状況の概観	225
1.1.1	事務所の形態別進出状況	225
1.1.2	会社の規模別進出状況	226
1.1.3	重点国における日系企業の進出状況	227
1.2	海外建設市場の基礎データ	230
1.2.1	建設海外市場の動向	230
1.2.2	重点国における ODA の発注案件と受注企業	231
2	重点国における現地法人等の設立と工事受注の特徴	232
2.1	インド	232
2.1.1	事務所設立の種類と特徴	232
2.1.2	事業拠点設立の手続き	235
2.1.3	調達制度の特徴	239
2.2	インドネシア	240
2.2.1	事務所設立の種類と特徴	240
2.2.2	事業拠点設立の手続き	242
2.2.3	調達制度の特徴	248
2.3	ベトナム	249
2.3.1	事務所設立の種類と特徴	249
2.3.2	事業拠点設立の手続き	251
2.3.3	調達制度の特徴	255
3	現地法人等の立ち上げから工事受注に至るプロセスにおける手続き・契約等の現状	256
3.1	建設業界（主に総合建設会社）	256
3.1.1	土木分野	256
3.1.2	建築分野	261
3.2	建設関連分野の動向	262
3.2.1	住宅メーカー	262
3.2.2	建設コンサルタント	262

1 アジア諸国における現地法人等海外事務所の設立状況

本章では主に建設関係団体等の発行資料より、表題の現状について統計等を用いて整理を行った。

1.1 アジア諸国における海外進出状況の概観

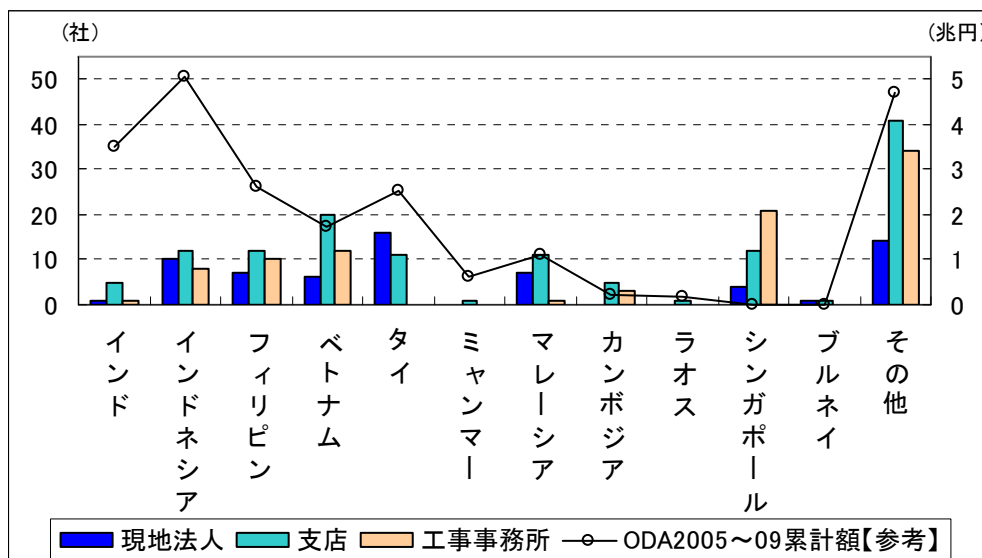
1.1.1 事務所の形態別進出状況

各国における事務所の形態別進出状況は、下図の通りである。

日本の建設請負業者のアジア各国への進出形態としては、支店の形態をとるものが一番多い。タイにおいて現地法人の形態が多いのは、タイでは主に日系企業を顧客とした民間建築の案件が多いからである。

その他アジアは、中国、台湾、スリランカ等が含まれるが、統計値の大部分を中国が占めている。

なお、ODA 実施額と支店・工事事務所の進出企業数には明確な相関は見られない。



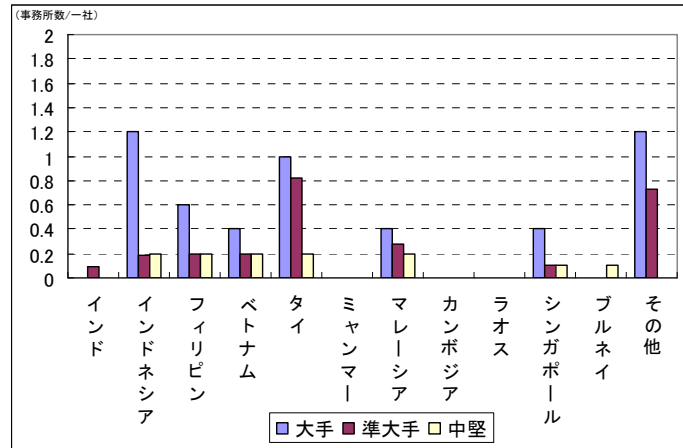
出典：OCAJI 社団法人海外建設協会「会員名簿 2010」より ASEAN 参加国を抽出整理

図 1-1 我が国建設企業の形態別進出数

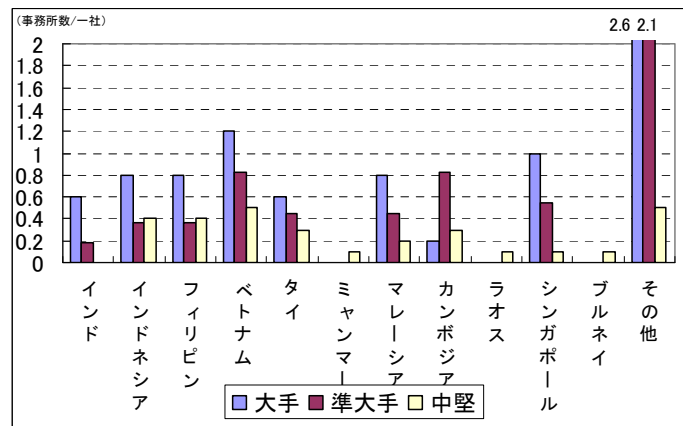
1.1.2 会社の規模別進出状況

建設会社の規模別¹、各国進出状況を下図に示す。全般的に大手建設会社の進出が積極的であるといえ、特に、現地法人の形態による進出は企業体力が大きい大手建設会社に集中していることが分かる。

【現地法人】



【支店、営業所、駐在員事務所】



【工事事務所】

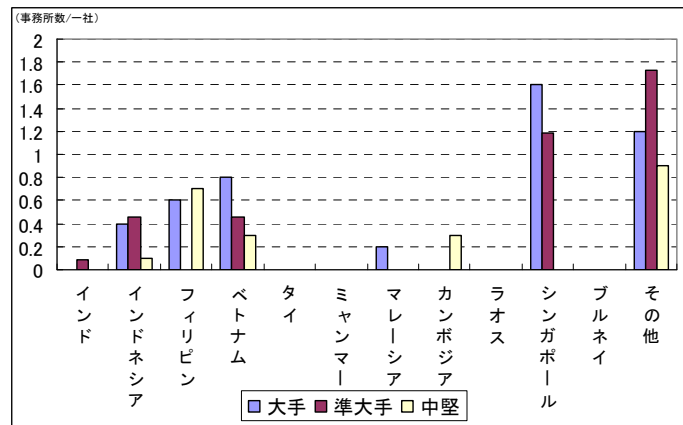


図 1-2 我が国建設企業の形態別進出数（会社規模別）

¹大手（5社、売上高5,000億円以上）、準大手（11社、2,000億～5,000億円）、中堅（10社、1,000億円～2,000億）

1.1.3 重点国における日系企業の進出状況

(1) インド

建設請負業は会社設立手続きが比較的容易とされる自動承認ルートを取るが、日系企業のインド建設市場進出はインドネシアやベトナムへの日系企業進出に比べて限定的である。この理由としては、インド政府が海外企業の誘致に積極的ではなかったこと、連邦国家のため州毎に会社設立や税に関する諸制度が異なり複雑なこと、またこれに起因しインドにおいて過去日系建設企業が大規模な赤字を生む事業を経験するなどインドにおけるビジネスの難しさが露呈したことなどが挙げられる。

現地法人を設立する日系ゼネコンは三井住友建設のみであったが、近年、特にインドの南部地域においてコルカタ等国際港のアクセス性を利点に自動車産業を中心とした日系企業の進出が目覚ましく、この進出をフォローすべく、清水建設、竹中工務店、前田建設工業等複数の日系建設企業が現地法人を設立している。

【建設会社】

企業名	現地法人	支店・営業所・駐在員事務所	工事事務所	現地法人名
鹿島建設		○		
五洋建設		○		
清水建設	○	○		Shimizu Corporation India Private Limited
大成温調	○			Taisei Oncho India Pvt., Ltd.
大成建設		○		
竹中工務店*	○			Takenaka India Private Limited
東洋エンジニアリング**	○			Toyo Engineering India Limited
西松建設*		○		
日立プラントテクノロジー		○		
フジタ		○		
前田建設工業		○		
三井住友建設	○		○	SMCC Construction India Ltd.
IHI		○		
JIITS Infrastructure Projects Pvt. Ltd.*	○			JIITS Infrastructure Projects Pvt. Ltd.

出典：OCAJI 社団法人海外建設協会「会員名簿 2010」

*在インド日本国大使館 Web「インド進出日系企業リスト」, www.in.emb-japan.go.jp/Japanese/List%202010.pdf

**各社ホームページ参照

【コンサルタント】

企業名	現地法人	支店・営業所・駐在員事務所	工事事務所	現地法人名
オリエンタルコンサルタンツ		○		
オリエンタルコンサルタンツ・日本鉄道技術協力協会・トニチコンサルタント	?			Oriental Consultants, Parsons Brinckerhoff Int., JARTS, Tonichi, RITES
パシフィックコンサルタンツ		○		
日本工営	○	○		Nippon Koei India Pvt. Ltd.
八千代エンジニアリング			○	

出典：在インド日本国大使館 Web「インド進出日系企業リスト」, www.in.emb-japan.go.jp/Japanese/List%202010.pdf

(2) インドネシア

インドネシアでの日系進出企業は一般的に現地法人の形態をとることが一般的とされるが、建設会社においては駐在員事務所の形態も多く選択されている。これは、建設請負業では、現地企業との JV などにより、公共事業への参画が認められることがその一因と考えられる。

【建設会社】

企業名	現地法人	支店・営業所・駐在員事務所	工事事務所	現地法人名
安藤建設	○			PT. Ando Indonesia
大林組	○	○	○	PT. Jaya Obayashi
鹿島建設	○	○	○	P.T. Kajima Indonesia
きんでん	○			P.T. Kinden Indonesia
五洋建設		○	○	
清水建設	○	○		P.T. Shimizu Bangun Cipta Kontraktor
銭高組		○		
大気社	○			P.T. Taikisha Indonesia Engineering
大成建設	○	○		P.T. Indotaisei Indah Development / P.P. Taisei Indonesia Construction
竹中工務店	○			P.T. Takenaka Indonesia
竹中土木	○		○	P.T. Tadinda Indonesia
鉄建建設		○		
東亜建設工業	○	○	○	P.T. Toa Tirta Dharma
東急建設	○			PT. Tokyu Construction Indonesia
東洋エンジニアリング**		○		
東洋建設		○	○	
徳倉建設		○		
間組		○		
日立プラントテクノロジー		○		
ピーエス三菱	○			P.T. Komponindo Betonjaya
三井住友建設	○	○		PT. SMCC Utama Indonesia
みらい建設工業*				
横河ブリッジホールディングス	○	○		P.T. Jakarta Bridge
りんかい日産建設*		○		
若築建設		○		
IHI	○	○		PT Cilegon Fabricators

出典：OCAJI 社団法人海外建設協会「会員名簿 2010」

*インドネシア日本人会「インフラ研究会メンバーリスト」

**各社ホームページより

【コンサルタント】

企業名	現地法人	支店・営業所・駐在員事務所	工事事務所	現地法人名
いであ**		○		
オリエタルコンサルタンツ**		○		
東電設計**		○	○	
日本工営**	○			P.T. Indokoei International / PT. IKI-TOYO
日本交通技術**		○		
ニュージェック		○		
八千代エンジニアリング**		○		

出典：インドネシア日本人会「インフラ研究会メンバーリスト」

**各社ホームページより

(3) ベトナム

ベトナムでは、駐在員事務所のみを設置し、工事ごとに契約許可を取得する方式により民間工事の受注が認められている為、日系進出企業による建築案件が多いにも係らず、現地法人の形態を選択する日系建設企業数は少ない。2005年までに契約許可を得た外国企業は350社以上あり、うち日系企業が70社を占める。

【建設会社】

企業名	現地法人	支店・営業所・駐在員事務所	工事事務所	現地法人名
大林組	○	○	○	Obayashi Vietnam Corporation
奥村組		○		
鹿島建設		○		
関電工		○		
きんでん	○			Kinden Vietnam Co., Ltd.
熊谷組		○		
鴻池組		○		
五洋建設		○	○	
清水建設		○		
銭高組		○		
大気社	○			Taikisha Vietnam Engineering Inc.
大成建設	○	○		Vinata International J/V Ltd. Co.
鉄建建設			○	
東亜建設工業		○	○	
東洋建設		○	○	
戸田建設	○			Toda Vietnam Co., Ltd.
ナカノフドー建設*		○		
西松建設		○		
間組	○	○		Vietnam Development Construction Co., Ltd.
日立プラントテクノロジー		○		
ピーエス三菱	○			VINA-PSMC Precast Concrete Company Limited
フジタ		○		
不動テトラ		○		
前田建設工業	○	○		Maeda Vietnam Co., Ltd.
増岡組*		○		
三井住友建設		○		
横河ブリッジホールディングス		○		
りんかい日産建設*		○		
IHI*	○	○		IHI Infrastructure Asia Co., Ltd.
TSUCHIYA	○			Tsuchiya Vietnam Co., Ltd

出典：OCAJI 社団法人海外建設協会「会員名簿2010」

*ビナファイナンス.com, 「ベトナム進出日系企業」, <http://www.vina-finance.com/jpsp/>

【コンサルタント】

企業名	現地法人	支店・営業所・駐在員事務所	工事事務所	現地法人名
アンジェロセック**		○		
オリエタルコンサルタンツ**		○		
大日本コンサルタント**	○			Nippon Engineering-Vietnam Co., Ltd.
日本工営**	○			DSI Vietnam Co., Ltd. / VEC Consultants JSC
日本交通技術**		○		
Fujinami Architects & Associates**	○			Fujinami Construction Consultant Co., Ltd

出典：**各社ホームページ

1.2 海外建設市場の基礎データ

1.2.1 建設海外市場の動向

我が国建設企業の海外受注額は、1970年代以降順調に伸びていたが、1997年のアジア経済危機により大きく落ち込むことになった。その後一旦は回復の兆しを見せ、2009、2007年にはオイルマネーに沸く中東地域での受注や、アルジェリアでの超大型案件の受注等により、過去最高額を更新した。しかし、中東ならびにアルジェリアの双方において、契約上のトラブルが発生するなど、改めて海外建設事業の困難さが浮き彫りになることから再び減少に転じている。

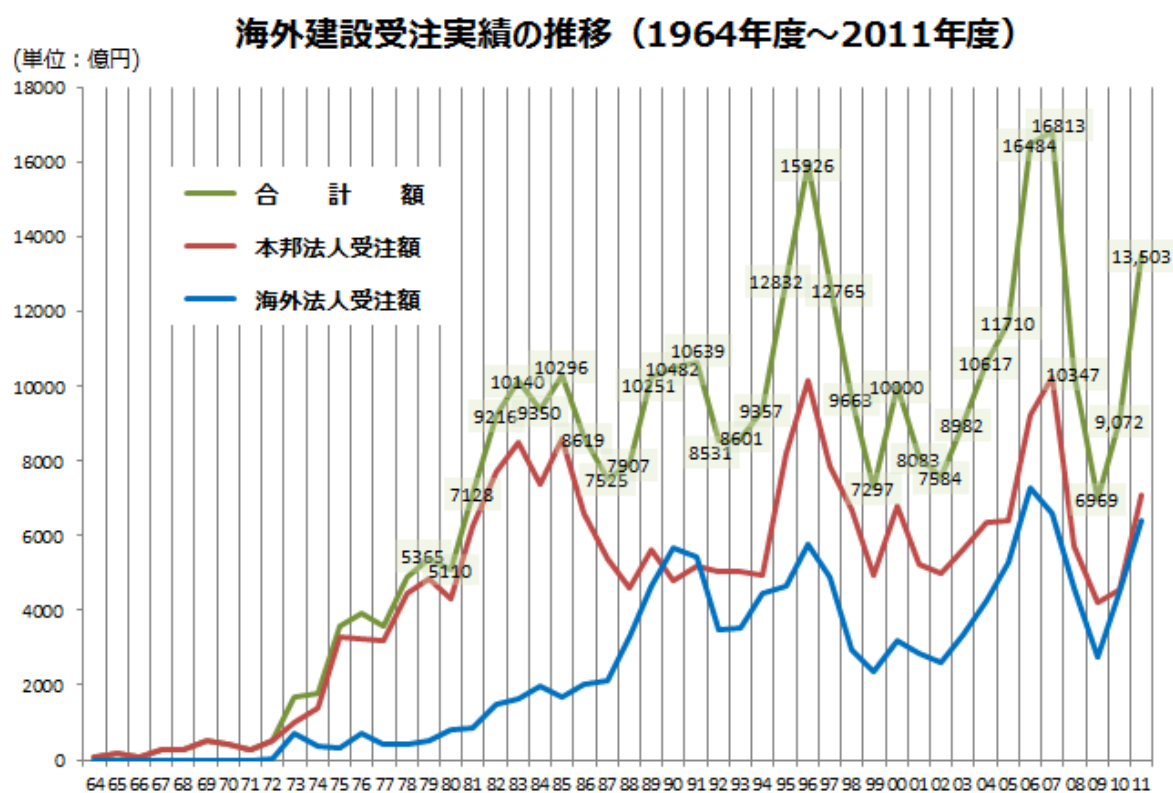


図 1-3 海外建設受注実績の推移

出典：OCAJI 社団法人海外建設協会 web

1.2.2 重点国における ODA の発注案件と受注企業

ODA の実施額は国土が大きくかつ有償資金協力の案件が多いインドが圧倒的に大きい。これは鉄道関係の大規模案件が複数実施されたことに由来する。

表 1-1 重点国におけるインフラ分野の ODA 実績（累計：2000-2010）²

	有償資金協力		無償資金協力	
	億円	件	億円	件
インド	10,369.15	38	0	0
インドネシア	2,139.62	16	89.53	13
ベトナム	5,772.69	46	115.83	10

インフラ分野における近年の有償資金案件の日系企業の受注率は実施額ベースで2割を下回っており、これは3カ国だけではなく全世界共通の傾向といわれている。日系以外の受注企業にはローカル企業、中国企業、韓国企業などがあるが、占有率が最も高いのは当該国のローカル企業となっている。

表 1-2 有償資金協力の日系企業の受注占有率（累計：2000-2010）

	億円 (%)	件 (%)
インド	638.74 (6%)	4 (11%)
インドネシア	366.87 (17%)	3 (19%)
ベトナム	1953.41 (34%)	9 (20%)
合計	2959.02 (16%)	16 (10%)

なお、ラフな計算ではあるが、対象国の建設市場における ODA 建設分野の実施額比率は1~24%となり、市場規模をメージする上で一つの目安となる。

表 1-3 建設投資額と ODA 実施額（2008 年）

	(A) 建設市場規模 ³ (億米ドル)	(B) 我が国 ODA 建設分野実施額 ⁴ (億米ドル)	(C) ODA 比率 (%) (C) = (B) / (A)
インド	1,225	14	1%
インドネシア	97	8	8%
ベトナム	23	6	24%

² 出典：JICA web 等より整理。巻末資料にプロジェクトリスト（受注企業名を含む）を添付

³ 出典：第 15 回アジアコンストラクト会議概要、建設経済研究所。官民建設総投資額。換算レート 1 USD = ¥102

⁴ ODA 実施総額に 60% を乗じたもの。60% → アジア地域における日本の ODA 実施額の経済セクター (= 建設投資額と仮定) 占有率 (OECD 資料)。

2 重点国における現地法人等の設立と工事受注の特徴

本章では既存の関連調査報告書や JETRO など日系企業の海外展開・貿易等の支援を促進する機関が発行するガイドライン、マニュアル等を基礎資料として、インド、インドネシア、ベトナムの三カ国について整理を行った。

2.1 インド

2.1.1 事務所設立の種類と特徴

外国企業がインドに参入する場合、現地法人、支店、駐在員事務所、またはプロジェクトオフィス、いずれかの形態を選択することになる。現地法人は活動内容にほぼ制限がないのに対し、支店、駐在員事務所及びプロジェクトオフィスには一定の制限が設けられている。また、「外国直接投資規制」で、外国投資上限が定められる業種は支店形態での事業が認められない。建設請負業者についても、100%外資出資による現地法人設立、または工事事務所設立が可能である一方、支店の設置はできないとされている。

インドには有限責任会社、無限責任会社、保証付有限会社の3種の会社形態が存在する。有限責任会社は日本の株式会社に相当し、この形態で日本企業がインドへ進出することが一般的である。

なお2011年2月時点、日本企業はインドに672社が進出している。機械や電気の製造業が全体の半数以上を占めており、次いで卸売業、サービス業と続く。

表 2-1 外国企業による会社以外の事業拠点進出形態

	支店 (branch)	駐在員事務所 (liaison office)	プロジェクトオフィス
活動内容	輸出入業務、コンサルタント・サービス、調査業務、技術・資本提携の促進業務、外国親会社の代理業務。経済特別区内では、製造・販売活動も認可される	輸出入促進業務、外国親会社の代理業務、技術・資本提携の促進業務、連絡調整業務。営業活動は不可	建設プロジェクト、インフラ整備プロジェクト等特定のプロジェクトを遂行するために一時的に設けられるオフィス
設立要件	インド準備銀行 (RBI) の認可が必要	インド準備銀行の認可が必要	インド準備銀行の認可が必要
外国投資上限	一般的に外資 100%を下回る業種は不認可	100%を下回る場合でも設立可能	—
設立認可有効期間	—	当初は3年間、以後期間延長が可能	プロジェクト終了後に撤退
資金	必要経費は本社送金、または自らの事業活動で賄い、借入はできない	必要経費は本社送金で賄い、借入はできない	必要経費は本社、または他国からの送金で賄い、借入はできない
活動報告義務	毎年 RBI 地方局に活動報告書提出	毎年 RBI 地方局に活動報告書提出	—
実効税率 (2008年5月)	42.23% (外国会社扱い)	42.23% (外国会社扱い)	42.23% (外国会社扱い)
備考	上記活動内容以外の業務を行う場合も準備銀行による認可が必要且つ定期的業務内容申告の義務	—	設立認可が下りる期間は、支店、駐在員事務所より短いことが多い

*インド準備銀行 (RBI) とは、インドの中央銀行であり、通貨政策の監視・管理、為替管理、通貨供給等を行う。また政府及び銀行の銀行となる。

表 2-2 外国企業による会社（現地法人）の事業拠点進出形態

	有限責任会社 (limited company)			無限責任会社 (unlimited company)	保証付有限会社 (company limited by guarantee)	
	公開会社	非公開会社	みなし公開会社		株式	政府補助金 や公共からの寄付
出資者数	7人以上	2人以上50人以下	2人以上	社員		
資本金	50万ルピー以上	10万ルピー以上	50万ルピー以上		株式	政府補助金 や公共からの寄付
借入	金融機関からローン が得られる	出資者、役員とその 家族以外からの 借入禁止				
総会	創立総会の開催					
出資持分の譲渡	○	× 株や債券の発行も不可				
情報開示	株主総会の開催が必要	×	○			
役員数	3人以上	2人以上				
会社形態変更				有限会社としての登録可		
実効税率(2008年5月)	33.99%					
備考	5000万ルピー以上の資本金を有する場合、監査委員会の設置義務	会社法の遵守事項が少なく、経営陣の報酬が柔軟に決定できる。		出資リスクを 考える限り、合資企業 (Partnership firm) と変わらない		会社が解散する場合、株主が債務に対し予め定められた金額の責任を負う会社。通常事前会社の設立に利用される

出典：琴浦諒、「インドにおける M&A（インド外資規制の概要）」（2008），海外投融資情報財団 Web
 (株)帝国データバンク、「インド進出企業の実態調査」（2011/2/28），
www.tdb.co.jp/report/watching/press/pdf/p110206.pdf
 日本貿易振興機構(JETRO)，「インド会社法調査」（2008），
<http://www.jetro.go.jp/world/asia/in/reports/05001573>
 日本貿易振興機構(JETRO)，「外国企業の会社設立手続き・必要書類」，
http://www.jetro.go.jp/world/asia/in/invest_09/
 日本貿易振興機構(JETRO) & Corporate Catalyst Private Limited (2010)，「インド投資ガイド」
<http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07000591/IndiaInvestGuide.pdf>
 ITP Division, Ministry of External Affairs, “Investment,”
http://www.indiainbusiness.nic.in/investment/investment_routes.htm
 Ministry of Corporate Affairs, “Primers,” <http://www.mca.gov.in/Ministry/primers.html>

2.1.2 事業拠点設立の手続き

(1) 関連法

現地法人の設立根拠法令は「会社法 (Companies Act, 1956)」であり、支店、駐在員事務所等拠点は、「外国為替管理法(Foreign Exchange Management Act, 1999)」上の「外国直接投資規制」に従う。なお、外貨規制に関する取り扱いについて連邦政府と州政府との間で特別な相違は見られない。

外資規制に関しては、「外国為替管理法」や「新投資ポリシー (New Industrial Policy, 1991)」の他、インド準備銀行による通達及び政府商工省産業政策促進局が発行する「プレスノート」が存在する。「新投資ポリシー」は法令ではないが同様の機能を持ち、「プレスノート」は政府が発行する通達の一つで政府が示す法令の解釈基準であることから、事実上は法令と同等の拘束力を持つ。インドでは商工省発行のプレスノートで、ネガティブ・リストを定めている。

また、インドには建設業を規律する法令や免許制度は存在せず、一般的な建設請負業は外資規制の適用を受けない。

表 2-3 インド進出に係る法規制（会社法・外資規制法・建設業法）

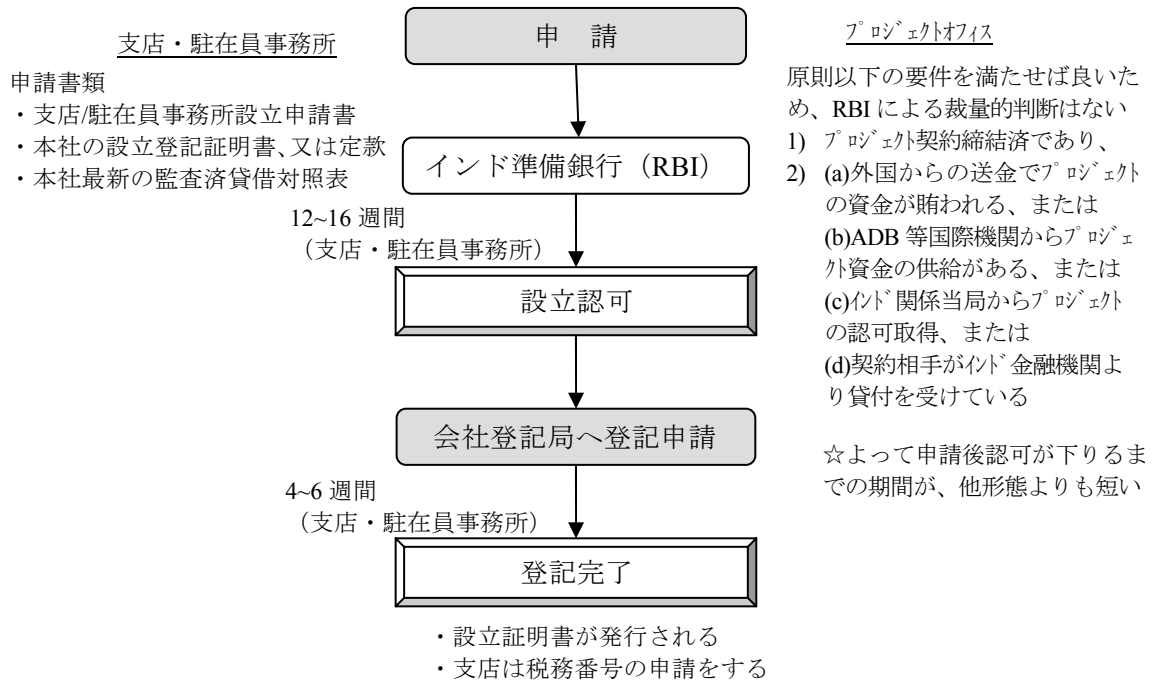
会社法	
会社法 (1956) (Companies Act, 1956)	現地法人の設立根拠法令
支店その他の事業拠点の設立に関する外国為替管理規則 (2000) (Foreign Exchange Management (Establishment in India of Branch or Office or Other Place of Business) Regulations, 2000)	支店、駐在員事務所及びプロジェクトオフィスの設置根拠法令
外資規制法	
外国為替管理法 (1999) (Foreign Exchange Management Act, 1999)	外資規制の基本法であり、施行規則を多数含む
産業開発及び規制法 (1951) (Industries (Development and Regulation) Act, 1951)	産業許認可制度を定める。内国規制のため、インド内国会社にも適用される
建設業法・建設業許可制度	
なし	—

出典：JETRO, 「インド会社法調査」(2008), <http://www.jetro.go.jp/world/asia/in/reports/05001573>
 琴浦諒, 「インドにおける M&A (インド外資規制の概要)」(2008), 海外投融資情報財団 Web
 国土交通省, 「海外建設工事ライブラリーインドー」,
<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/inter/datalink/kaigaikennsetu/ind/ind01.html#02>

(2) 事業拠点設立手続き

1) 支店、駐在員事務所等

支店、駐在員事務所、プロジェクトオフィスの設立手続きは全て基本的にインド準備銀



行への設立申請後、会社登記局への登記申請を踏むことになる。

図 2-1 インドでの会社以外の事業拠点設立手続き

出典：JETRO, 「インド会社法調査」(2008), <http://www.jetro.go.jp/world/asia/in/reports/05001573>

2) 現地法人

インド準備銀行への届出のみで自動的に投資が認可される「自動承認ルート」と、外国投資促進委員会（FIPB）による審査・承認が必要な場合との2種類がある。通常、建設請負業は、「自動承認ルート」による登記申請が認められているが、ネガティブ・リストに記載されている業種はFIPBによる審査が必要となる。

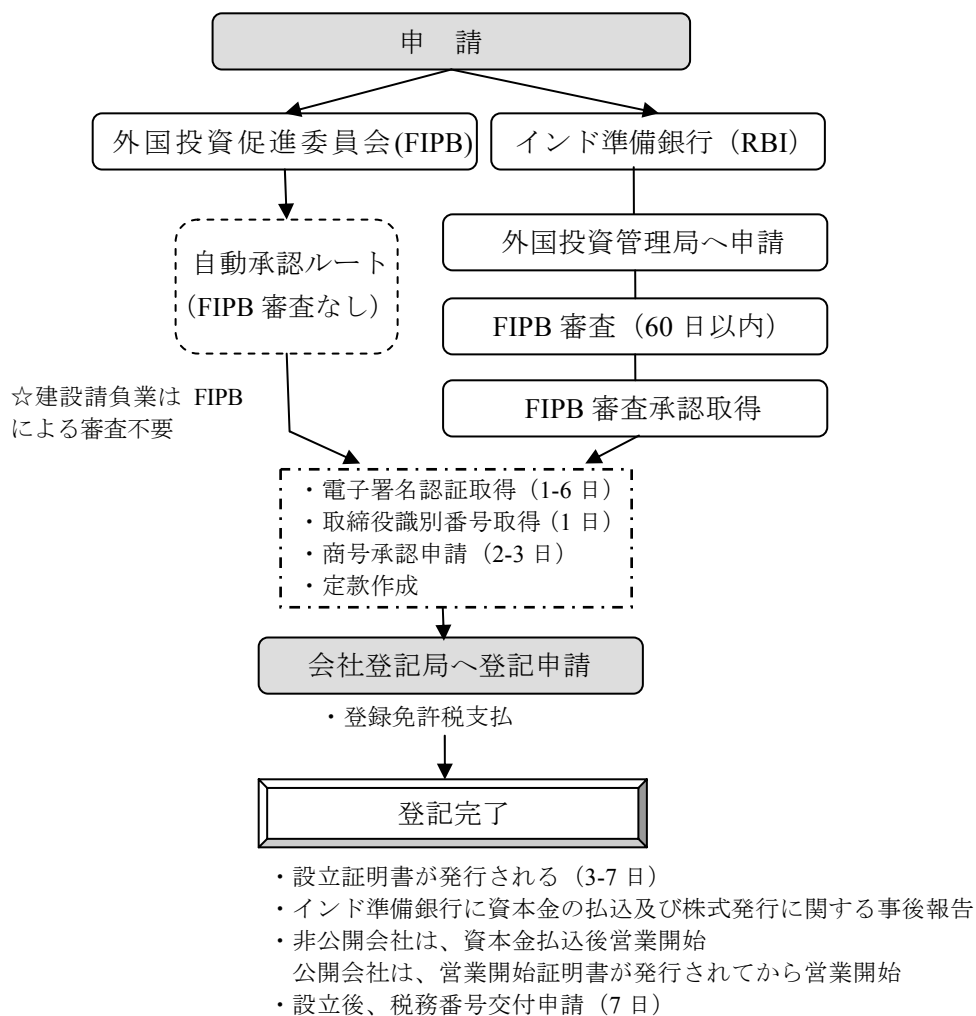


図 2-2 インドでの会社設立手続き

出典：JETRO, 「インド会社法調査」(2008), <http://www.jetro.go.jp/world/asia/in/reports/05001573>
SMCC Construction India Ltd., 「インド会社案内及び実績」

(3) 会社設立に関する留意点

1) ネガティブ・リスト

インドには政府が個別に外国直接投資を禁止・規制している業種または分野、上限出資比率がある業種、外国投資委員会の認可が必要な業種がある。直接投資案件がこれらネガティブ・リストに該当しなければ、外資出資比率 100%までがインド準備銀行に対する事後届出のみで認可される。なお、ネガティブ・リストは商工省発行のプレスノート中で順次更新されている。

ネガティブ・リスト例（外国直接投資が禁止されている産業）

小売業（単一ブランド販売を除く）、原子力、宝くじ、賭博、チットファンド業（無尽に類似した事業）、ニディカンパニー（互助金融会社）、譲渡可能な開発権の取引、民間部門による投資が開放されていない活動及び産業

また、一般的な建設請負業と開発事業の間には、外資規制内容に違いがある。建設請負業のみの場合には外資規制の対象とならず、インド準備銀行への届出（自動承認ルート）だけで済む。一方、開発事業に関しては、住宅・ビル建築規制が適用されるが、近年この規制が緩和されつつあり、100%の外国出資も認められる。

2) 建設請負業の会社設立

建設請負業の会社形態として（有限責任）非公開会社として事業を始め、業績が出てきた所で公開会社へと組織変更するものが一般的と考えられているようである。公開会社から事業を興す際には、会社法の規定を細かく遵守する必要と、営業開始後の事務負担増大を伴う。

法人格取得の際に現地有力建築業者との連携体制の必要性についての検討や、州によって差がある事務処理時間には十分注意が必要としている。

3) 土地所有の可否

外国企業インド法人及び支店による不動産の売買が可能である。ただし、土地売却代金の海外送金にインド準備銀行の事前許可が必要となる。

4) 外資優遇措置

インドには、「外貨を稼ぐ企業」に対する優遇措置は存在するが、「投資元が外資である企業」に対する優遇措置は原則存在しない。しかし、内資・外資企業を問わず、インフラ開発、電力開発・送電、再生可能エネルギー、科学研究開発などの分野に対する投資には税制上の免除を始めとした各種優遇措置が取られる。高速道路、橋梁等インフラ開発への投資を例にとると、10年間の法人税非課税措置が適用されている。

また特別経済区域(SEZ)に進出した企業には、以下の優遇措置が取られる：

- ・一部例外を除き自動承認による 100%外資投資が認可
- ・小規模企業用産業品目製造に関する産業ライセンスの取得免除
- ・会社法規定の一部免除
- ・法人税一部免除、関税免除等
- ・その他州ごとに特別優遇措置が存在

出典：国土交通省総合政策局,「平成 19 年度建設情報収集等監理調査報告書<インド編>」(2008)
 琴浦諒,「インドにおける M&A (インド外資規制の概要)」(2008), 海外投融資情報財団 Web
 JETRO,「外資に関する規制-インド-」, http://www.jetro.go.jp/world/asia/in/invest_02/
 JETRO,「外資に関する奨励-インド-」, http://www.jetro.go.jp/world/asia/in/invest_03/

2.1.3 調達制度の特徴

- 中央政府及びその関連組織等の国内入札では、中央公共事業省 (CPWD) のマニュアルに準拠する。
- 業者格付け：事業者ごとに工事規模に対応した業者格付けリストを保有するケースが多い。
- 国内入札：一般的には、発注官庁による事前の建設業者格付けに基づいて発注官庁が選んだ業者 (10~12 社程度) に入札への参加を呼びかけ (指名競争入札方式)、事前資格審査により 5~6 社に絞り込み競争させる。事前資格審査後、技術提案と価格提案の提出を募る。中規模以下の工事では事前資格審査を経ない価格のみによる入札も一般的である。
- 州政府では大規模工事で一般競争入札を採用する例が増えている。
- 国際機関等からの資金援助プロジェクトの場合は、国際入札ガイドライン (ICB, International Competitive Bidding Procedure) に準拠しての国際入札が義務付けられる。この際、FIDIC (国際コンサルティング・エンジニアリング連盟) に準じた契約条件が適用される。
- 国際競争入札：一般公募後に事前資格審査を実施し、審査を通過した企業が、施工計画を含む技術提案書と工事金額を記載した価格提案書をそれぞれ提出 (2 封筒方式) する。
- 事前資格審査は、発注事業の内容に照らして、事業の規模 (size)、実績 (track record)、技術力 (special skill) 及び業者の財務内容 (financial condition) を勘案して入札参加数を絞り込む。
- 原則として技術提案は最低要求事項 (○or×) として扱われ、価格提案により落札業者が決定するが、総合評価方式も採用される場合がある。

2.2 インドネシア

2.2.1 事務所設立の種類と特徴

外国企業は現地法人、駐在員事務所（representative office）、プロジェクトオフィスいずれかの形態での進出となり、他国では一般的である支店の形態は通常認められていない。

外資による現地法人は、一般的に日本の株式会社に相当する有限会社（PT）が選択される。PTには国内資本のみを対象としたPMDN会社と、外国投資を伴うPMA会社に分類される。

法人格を持たない駐在員事務所等が公共事業や民間による建設工事案件に参加する場合は、インドネシア国内の現地法人とJVを組むことで参画が可能となる。

インドネシアは1990年代より外資招致に積極的であり、2007年時点で進出日系企業は1,024社にのぼる。うち、約85%は現地法人の形態で、残り約15%が駐在員事務所である。営業活動や投資優遇措置が限定されるため、駐在員事務所の設立は少ない結果となっている。日系現地法人の約70%を製造業が占め、電気機器、自動車・部品、化学のシェアが多い。非製造業分野で最も多い日系企業の業種は商社となる。

表 2-4 外国企業による会社以外の事業拠点進出形態

	支店 (branch)	駐在員事務所 (representative office)		
活動内容	一般的にこの形態は認められておらず、金融機関等が設立可能	外国親会社の仲介、販売促進、情報収集等補助的業務が行えるが、営業活動又は契約に至る販売活動は禁止		
設立要件 (各省のライセンス取得により現地企業とのJVでの営業活動が可能となる)		投資調整庁がライセンス供与	商務省がライセンス供与	公共事業省がライセンス供与
		- モーティング及びコーディネーション業務に限定	- ライセンス申請の多くが商務省に対して - 商業・販売活動の禁止 商品プロモーション、市場調査等可	- 外国建設及び建設コンサル会社が設立可 (可能業務内容: コンサルサービス及び建設作業のマーケティング活動、見積もり業務、プロポーザル提出、プロジェクト完成までの遂行業務)
設立認可有効期間		当初は3年間、以後は期間延長が可能		
活動報告義務	-	最初一年目の前期/後期に一度ずつ	年次報告書提出	

表 2-5 外国企業による会社（現地法人）の事業拠点進出形態

	有限会社（PT）		
	公開会社	非公開会社	外国投資会社（PMA 会社）
出資者数	2人以上		
資本金	最低授權資本 5,000 万ルピア、また授權資本の 25%以上が発行され、最低払込資本金額は 1,250 万ルピアと定められる。株主の払込が必要		通常最低投資額は 25 万 USドル以上、製造業の場合 100 万 USドル。一定の業種に限り 100%の外国投資が認められる
優遇策			資本財購入に関する輸入税、VAT に対する優遇ファシリティがある（サービス業は適用外）
出資持分の譲渡			商業生産が始まって 15 年以内に一定の株式をインドネシア国内法人又は個人に譲渡する
株主総会	少なくとも年に一度開会		
経営者監督機関	コミサス会（取締役会を監督し、アドバイスを与え、業務停止できる権限を持つ）		コミサス会
取締役	2人以上	1人以上	
組織体制	取締役会とコミサス会は株主総会に対して責任を持つ		

出典：（財）海外貿易開発協会、「インドネシア進出日系中小企業の経営課題とその対応～中小企業診断士による経営診断事例～」(2009), www.jodc.or.jp/local/documents/2009report_indonesia.pdf
 国土交通省、「平成 16 年度建設情報収集等管理調査報告書<インドネシア編>」(2005 年),
<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/hourei/indonesia/report.pdf#page=7>
 JETRO, 「外資に関する規制」, http://www.jetro.go.jp/world/asia/idn/invest_02/
 Mazars Indonesia (SCS Global Indonesia), 「法人設立手引きーインドネシアー」,
http://www.jetro.go.jp/jfile/country/idn/invest_09/pdfs/010012700309_011_BUP_0.pdf

2.2.2 事業拠点設立の手続き

(1) 関連法

インドネシアは各種法令や通達が多いため、進出時点で有効なものを常に確認する必要がある。

会社法（2007）が有限会社の設立根拠法令となり、この中に定款、コーポレート・ガバナンスと株主の手続きに関する内容が盛り込まれる。

新投資法は、外国資本による事業操業根拠法令であり、その経営を認め、資本を保護し、輸入関税の免除等の優遇処置を与える。また利潤の海外送金、所有権の移転、および国有化等の措置に対する外国資産の保障、外国人技術者雇用なども規定する。

また、各大統領令や大臣令により外資に対する投資規制やネガティブ・リストが定められている。

建設に関する法規は 1999 年制定の建設業法を中心として、建設業全般、政府調達関連、外国投資関連に分けられる。

表 2-6 インドネシア進出に係る法規制（会社法・外資規制法・建設業法）

会社法	
会社法（2007） (No.40 of 2007 Concerning Limited Liability Companies)	会社設立から清算までの重要項目の基本内容を含む 1995 年同法制定の改訂版。授權資本額の引上げ、名義株廃止、CSR 義務付けなどの変更
外資規制法	
新投資法（2007） (New Investment Law No.25 of 2007)	外国人が事業を行う際の基本法。優遇処置を与える法的根拠 国防産業（武器、弾薬、爆発物など）への外国投資禁止
大統領令 2010 年第 36 号（2010 年ネガティブリスト） (Presidential Regulation No.36 of 2010 on List of Business Fields Closed to Investment and Business Fields Open, with Conditions, to Investment) No. 127 of 2001	投資禁止/規制業種一覧を定める
大統領令 2007 年第 112 号 (Presidential Regulation No.112 of 2007 Concerning Organization and Directions of Traditional Markets, Shopping Centers and Modern Stores)	各種商業施設のロケーション、設置条件、商品供給など整理
大統領令 2004 年 29 号 (Presidential Regulation No.29 of 2004 Regarding the Implementation of Investment in the Framework of Foreign Investment and Domestic Investment through one roof service system)	外国資本投資及び国内資本投資に伴う投資許認可を投資調整庁が扱う
投資調整庁長官決定 2004 年第 57 号 (Decision No: 57/SK/2004 on the Guidelines and Procedures for Capital Investment Applications that are Submitted in the Framework of Domestic and Foreign Capital Investment)	外国投資と内国投資の申請手続きとその指針

政令 2001 年第 83 号 (Government Regulation No. 83/2001 on Ownership of Shares of Companies Established in the Framework of Foreign Investment)	投資額または資本金と出資比率の規定
建設業法・建設業許可制度	
建設業法 1999 年法律第 18 号 (Construction Services Law)	建設業業務、技術要件、入札契約等幅広く規定
政令 2000 年第 28 号 (Government Regulation No. 28/2000 Regarding the Construction Services Business and Community's Role)	建設業に従事する会社及び個人の分類・格付制度や建設許可制度を定める
政令 2000 年第 29 号及び 2010 年第 59 号(改訂版) (Government Regulation No.29/2000 on Implementation of Construction Services)	入札制度を中心に建設業に関する規定
政令 2000 年第 30 号 (Government Regulation No.30/2000 on Performance of Construction Services Development)	建設業の指導・育成の細目
公共事業大臣規則 1991 年第 50 号 (外国建設会社代理店設置の認可)	外国建設会社の駐在員事務所設置許可規定

出典：インドネシア投資調整庁 BKPM 日本事務所、「インドネシア投資の概略」，

<http://www.bkpm-jpn.com/Investment.html>

国土交通省、「海外建設工事ライブラリーインドネシア」，

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/inter/datalink/kaigaikennsetu/idn/idn01.html>

国土交通省、「平成 16 年度建設情報収集等監理調査報告書<インドネシア編>」(2005 年)，

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/hourei/indonesia/report.pdf#page=7>

Indonesian Netherlands Association, “Investment in Indonesia”, <http://www.ina.or.id/inaweb/>

JETRO, 「インドネシア投資制度」, http://www.jetro.go.jp/world/asia/idn/invest_02/

Mazars Indonesia (SCS Global Indonesia), 「法人設立手引きーインドネシアー」，

http://www.jetro.go.jp/jfile/country/idn/invest_09/pdfs/010012700309_011_BUP_0.pdf

(2) 事業拠点設立手続き

1) 支店、駐在員事務所等

インドネシアで外資企業が活動する場合、金融機関を除いて支店の形態が認められていないため、駐在員事務所の設立が一般的となっている。ビジネスライセンスを取得することにより設立認可が下りるが、外国企業の事業内容によりライセンス申請先となる省庁が異なる。

駐在員事務所

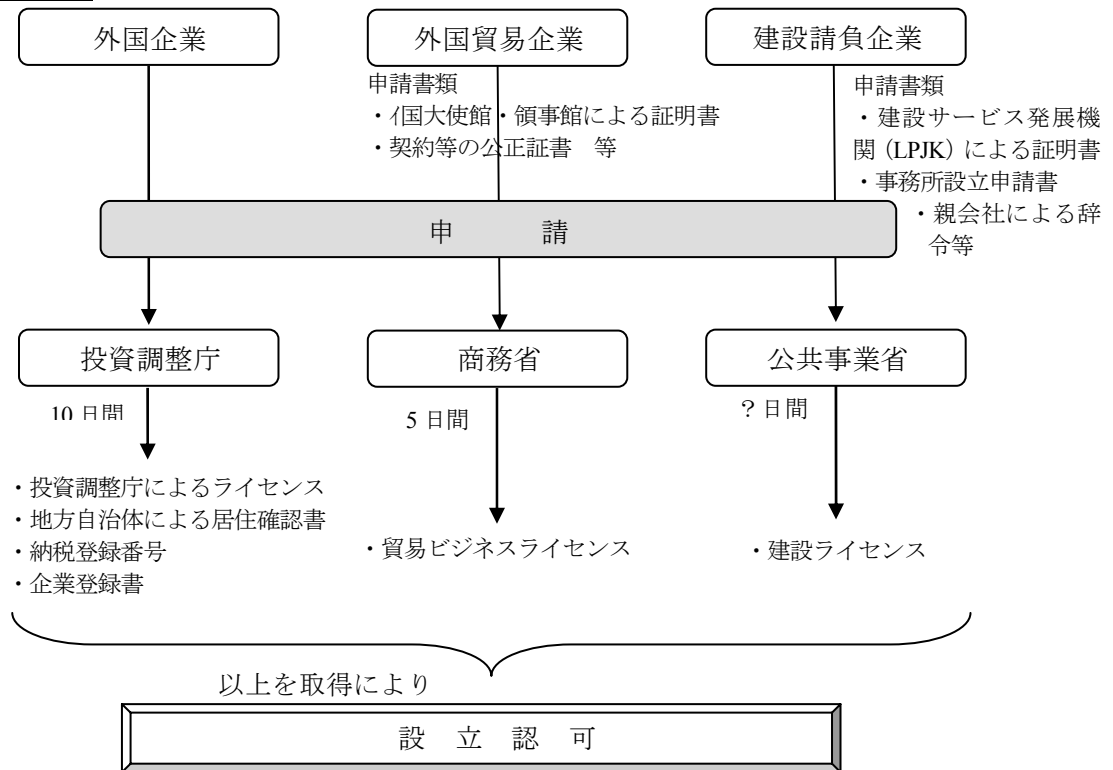


図 2-3 インドネシアでの会社以外の事業拠点設立手続き

出典：Embassy of India in Jakarta, “Business Guide on Indonesia”,
indianembassyjakarta.com/Business%20Guide.pdf

2) 現地法人

これまで、投資認可の供与権限を持つ担当省庁及び部署にそれぞれ書類申請を行っていたものが、2007年より投資調整庁（BKPM）の下に権限を委任させることでワンドア統合サービスを実現させた。この制度によって、手続きの簡素化・透明化、所要時間短縮、低コスト化、法的確実性を目指す。

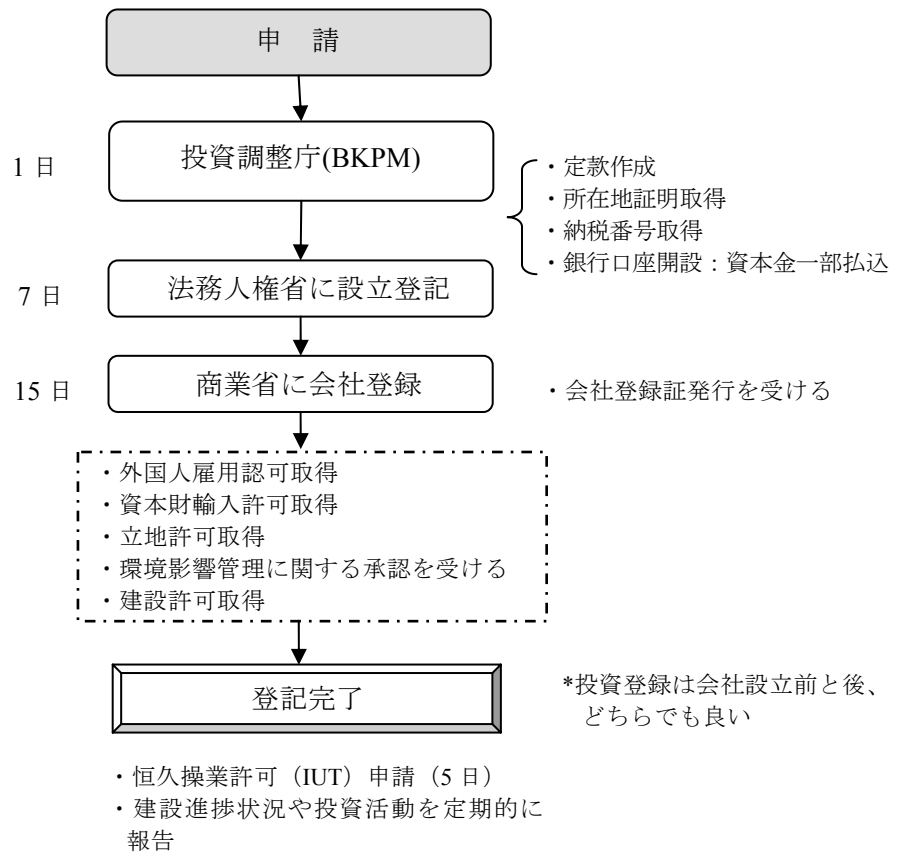


図 2-4 インドネシアでの会社設立手続き

出典：JETRO, 「インドネシア—投資制度—外国企業の会社設立手続き・必要書類詳細」,
http://www.jetro.go.jp/jfile/country/idn/invest_09/pdfs/010012700309_011_BUP_0.pdf

(3) 会社設立に関する留意点

1) ネガティブリスト

新投資法や大統領令(2010/36号)により、外国投資が禁止または規制されている業種・分野がある。国防産業への外国投資が全面禁止となっている他、農業や公共事業、商業や教育など広い範囲の事業に渡って外資比率を規制したり、特別許可を要する措置や零細/中小事業・協同組合のために留保される分野などを取っている。

公共事業分野	外資の参画
建設事業(簡素な技術を用いた、または小規模(10億ルピア以下))	× ローカルの零細・中小企業用の事業
建設事業(高度な技術を用いた、または大規模(10億ルピア超え))	△ 外資の出資比率67%以下
建設コンサルティングサービス	△ 外資の出資比率55%以下
高速道路・水供給事業	△ 外資の出資比率95%以下

ネガティブ・リスト例(外国直接投資が禁止されている産業)

国防産業(武器、弾薬、爆発物、戦争用機材の生産など)、建材(林業)の採取

2) 外資参入の出資比率

インドネシア国参入にあたり、外国企業は①インドネシア企業との合弁、または②外資100%出資のいずれかの選択ができる。外資100%での参入を選択した場合は、操業開始後15年以内にインドネシアの個人または法人に持ち株の一部を直接譲渡、または証券市場を介して譲渡することが義務付けられているが、その比率は明示されておらず、株主間の合意で決定すれば良いとされている。

公共事業の実施については、前述の通り事業分野や規模に応じて、外資の出資比率が制限される。

3) 建設請負業の会社設立

インドネシアには建設業許可制度がある。現地法人は国内建設会社とみなされ、Construction Services Development Board(CSDB)への登録及び地方政府の建設業許可取得が必要である。2000年政令第28号では、CSDBによる格付審査を受ける必要を定め、それによって工事分野別・案件規模別で参加できる業務が決まる。しかしながら、CSDBは国内建設会社約97,000社の取扱に手一杯で、駐在員事務所による外国建設会社登録ができていないという現状がある。

4) 土地所有の可否

土地基本法では、インドネシア国土の最高管理権は国家に属すとされるため、個人や企業は土地の権利を国の許可を得た上で保有することとなる。土地に関して取得できる権利は所有権を始め、事業権、建築権、利用権など様々あるが、土地所有権はインドネシア国民にのみ認められる。外国企業はその他の権利を得た上で、特定の土地において操業することができる。

5) 現地資金調達規制

特定の条件を満たしていない一般外資系企業は国立銀行からの借入が認められない。また、政府経由のツーステップローンを除く対外債務を有する銀行、銀行以外の会社及び個人に、中央銀行へ債務報告を行うことが義務付けられている。同じくインドネシアに所在する銀行以外の会社の海外よりの借入についても中央銀行へ報告しなければならない。

6) 外資優遇措置

新投資法では、以下のような条件を一つでも満たす事業を奨励し、課税所得の引き下げや原材料・設備等に係る関税軽減・免税等各種便宜供与を図ると定めている。

- ・多くの労働者を吸収する
- ・高い優先分野に含まれる
- ・インフラ開発を含む
- ・技術移転を実施する
- ・先駆的な事業を実施する
- ・辺境地、後進地、境界地域又はその他必要とみなされる地域への投資
- ・自然環境保護の維持を行う
- ・研究開発、革新活動を行う
- ・零細・中小企業又は協同組合とパートナーシップを締結する
- ・国産の資本財、機械又は設備を利用した産業

さらに、地域や特定業種によって優遇措置が取られる。経済統合開発地域(KAPET)に所在する企業に対して、製造活動に係る輸入課税や所得税を始めとした税制上での免除が図られ、自由貿易地域・港に指定された地域では、輸入関税や付加価値税などが免除されるとしている。また、特定の事業分野、特定の地域への投資には条件を満たすことで所得税便宜供与が施される。

出典：JETRO、「外資に関する規制—インドネシア—」, http://www.jetro.go.jp/world/asia/idn/invest_02/
JETRO、「外資に関する奨励—インドネシア—」, http://www.jetro.go.jp/world/asia/idn/invest_03/

2.2.3 調達制度の特徴

- 政府調達制度の根拠法となるものが 2003 年大統領令第 80 号であり、外国会社の参加、調達方法の細目等が定められている。
- 基準額超の調達については外国会社の参加が認められる（建設工事施工サービス：500 億ルピア超、コンサルティング・サービス：50 億ルピア超など）。
- 政府調達案件に参加する外国会社は、該当の部門で十分な能力を有する国内会社がある場合、国内会社とパートナーシップ、下請及びその他の形式で **Joint Operation** を結ばなければならない。
- 一般競争が基本だが、公募型指名競争、直接選定方式（少なくとも 3 社）、直接指名方式がある。
- 直接選定方式とは、少なくともサービス供給入札者 3 者を技術面及び価格面から比較し、交渉を行い、その結果適正価格の調達及び技術的な責任保証ができるよう、一般競争或いは指名競争を経由せずに行われる方法をいう。
- 直接指名方式は、1 社のみに対して技術面及び価格面の交渉を行い、その結果適正価格の調達及び技術的な責任補助ができるよう、一般競争、指名競争或いは直接選定を経ずに行われる方法をいう。
- 調達書類では内国産品及び国内請負サービス提供者の優先価格の提示が義務付けられる。外国借款で費用が賄われる外国産品/サービス調達における国内生産品に対する優先価格額は、輸入関税を含まない輸入品入札価格の最大 15%、国内の請負業者が行う請負サービス業務の優先価格額は、外国請負業者の最低入札価格の 7.5% である。

2.3 ベトナム

2.3.1 事務所設立の種類と特徴

ベトナムでは、現地法人、支店、駐在員事務所、プロジェクトオフィスによる4形態の進出方法がある。

現地法人には、株式会社と有限会社の形態が有り、外資の参入には一般的に有限会社の形態が選ばれている。建設請負業では、2007年のWTO加盟以降、外資100%による現地法人設立が認められることとなった。

プロジェクトオフィス等、現地法人格を持たずにODAの工事や技術協力を実施し、ベトナム国内で所得が発生する外国人や外国法人は、「外国契約者」として管轄官庁の許可を得る必要がある。

ベトナム進出日系企業を組織する北部商工会と南部商工会に属する企業は合わせて2008年時点で717社を数え、その他この2つの組織に属さない企業が他に数百社規模存在する。

表 2-7 外国企業による会社以外の事業拠点進出形態

	支店 (branch)	駐在員事務所 (representative / liaison office)
活動内容	支店の定款に定める活動、特別法に定める事業活動	事業協力活動の促進、市場調査、契約履行についてのモニタリング、その他ベトナムの法律で認められる活動
設立要件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 外国事業者により設立、若しくは事業登録され、国の法律に基づき事業団体として認められる 2. 設立が認可された時点、若しくは事業登録後から5年以上事業活動を行っている 3. 商工省によりライセンス供与 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 外国事業者により設立、若しくは事業登録され、国の法律に基づき事業団体として認められる 2. 設立が認可された時点、若しくは事業登録後から1年以上事業活動を行っている 3. 省の商業局等よりライセンス供与
設立認可有効期間	当初5年間、以後は期間延長が可能	当初5年間、以後は期間延長が可能
活動報告義務	1月に前年度の活動報告書提出	1月に前年度の活動報告書提出

表 2-8 外国企業による会社（現地法人）の事業拠点進出形態

	株式会社 (shareholding company)	有限会社 (limited liability company)	
		1名有限会社	2名以上有限会社
出資者数	3名以上	1名	2～50名
資本金	持分は株式の保有数に応じる	出資者持分は払込資本に応じる	同左
資本金の増減	増資も減資も可	原則減資が不可、増資の際はライセンス変更手続きが必要	増資も減資も可
責任範囲	払込資本金の範囲	同左	同左
出資持分の譲渡	持分(株式)の譲渡可。創業後3年間は譲渡不可	持分の一部か全部の譲渡可	持分の一部か全部の譲渡可。
払込実施に関する規制	創業者は投資証明書発給後、90日以内に出資。また、創業者が普通株式の20%を保持	定款に定められた出資スケジュールに従う	同左
組織体制	株主総会、取締役会及び社長、監査役会（個人株主11名以上又は、総株式の50%以上を所有する法人株主がある場合）	会長、社長と監査役	社長及び社員総会；監査役会（11名以上の社員を有する場合）
経営者監督機関	株主総会	会長或いは社員総会	社員総会
法的代表者	社長或いは取締役会長	社長或いは社員総会会長	社長或いは社員総会会長
会社形態変更	有限会社に変更可	2名以上有限会社又は株式会社に變更可	1名以上有限会社又は株式会社に變更可

出典：（財）海外貿易開発協会，「ベトナム進出日系中小企業の経営課題とその対応—中小企業診断士による経営診断事例—」，
http://www.jodc.or.jp/local/documents/2008report_vietnam.pdf
 日本貿易振興機構（JETRO），「外国企業の会社設立手続き・必要書類」，
http://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/invest_09/

2.3.2 事業拠点設立の手続き

(1) 関連法

統一企業法及び共通投資法施行以来、外資案件も国内投資案件ともに両法を準拠法としている。共通投資法では、投資禁止分野や規制業種を定めている。

建設法は、建設全般を規定する初の基本法とされ、計画、設計、施工に至るまで幅広く規定している。また、2005年政令 No.16 では、個人の能力や施工経験、建設会社の設備、管理能力によって企業の格付を行うことを規定し、資格を与えている。これによって会社の施工可能な工事が定められる。

建設会社の登録制度は 2000 年の行政改革によって撤廃されており、現在は企業一般を対象とする登録制度が行われている。

表 2-9 ベトナム進出に係る法規制（会社法・外資規制法・建設業法）

会社法	
統一企業法（2006） （Enterprise Law）	外国企業の会社設立規定
外資規制法	
共通投資法（2006） （Law on Investment）	1996年外国投資法と1998年内国投資奨励法に取って代わり、統一企業法と共に外国企業の設立を定める
建設業法・建設業許可制度	
建設法（2003） （Law on Construction）	開発を含む建設全般に関する法律
2005年政令 No.16 （No. 16-2005-ND-CP : Decree on Management of Investment Projects for Construction of Works）	建設会社や個人の分類・格付制度
2004年政令 No.209 （No. 209/2004/ND-CP : Decree on the Quality Management of Construction Works）	建設工事の品質管理で工事の分類等定める
2004年首相決定 No.87 （ No. 87/2004/QD-TTg : Regulation on Management of Operations of Foreign Contractors in the Construction Domain in Vietnam）	外国建設会社の管理

出典：国土交通省、「平成16年度建設情報収集等管理調査報告書<ベトナム編>」（2005）

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/hourei/vietnam/report.pdf#page=5>

JETRO、「外資に関する奨励—ベトナム—」,http://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/invest_03/

(2) 事業拠点設立手続き

1) 支店、駐在員事務所等

支店設立には商工省からのライセンス取得、駐在員事務所設立には省（Province）レベルの商業局または商業観光局からのライセンス取得が必要となる。

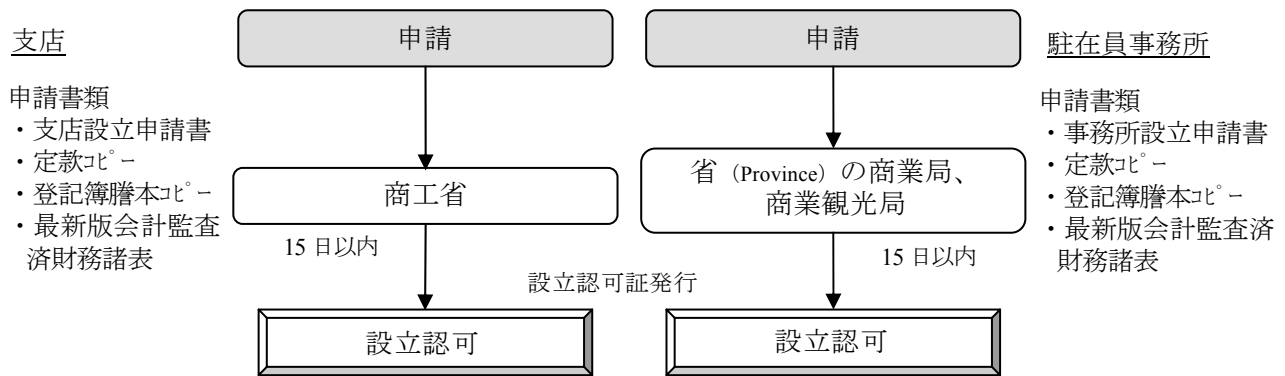


図 2-5 ベトナムでの会社以外の事業拠点設立手続き

出典：国際協力銀行、「ベトナムの投資環境」（2011年4月），
www.jbic.go.jp/ja/investment/report/2011-003/jbic_RIJ_2011003.pdf
No. 72/2006/ND-CP, Decree Dealing the Trade Law's regulations on representative offices, branches of foreign businesses in Vietnam

2) 現地法人

会社設立は投資活動の一部と位置づけられるため、統一企業法の他、共通投資法に基づき、投資登録と会社設立の手続きを同時に進めることとなる。手続きは事業分野や投資規模に応じて「投資登録」と「投資審査」に分類される。一般的な案件の場合、投資額 3,000 億ドンを閾値として、「投資登録」と「投資審査」が使い分けされ、審査機関や手続き期間等のプロセスが異なってくる。

表 2-10 事業分野別投資登録手法

案件	分野例 ⁵	投資規模	
		3,000 億ドン未満 (約 12 億円未満)	3,000 億ドン以上 (約 12 億円以上)
一般的な案件		投資登録	
外資企業のみを対象とする条件付投資案件	港湾・空港の建設・運営、不動産事業		投資審査
首相決定が必要な事業案件	工業団地・経済特区の設立、道路・鉄道等の大規模 (1.5 兆ドン (約 60 億円) 以上) インフラ事業		投資審査

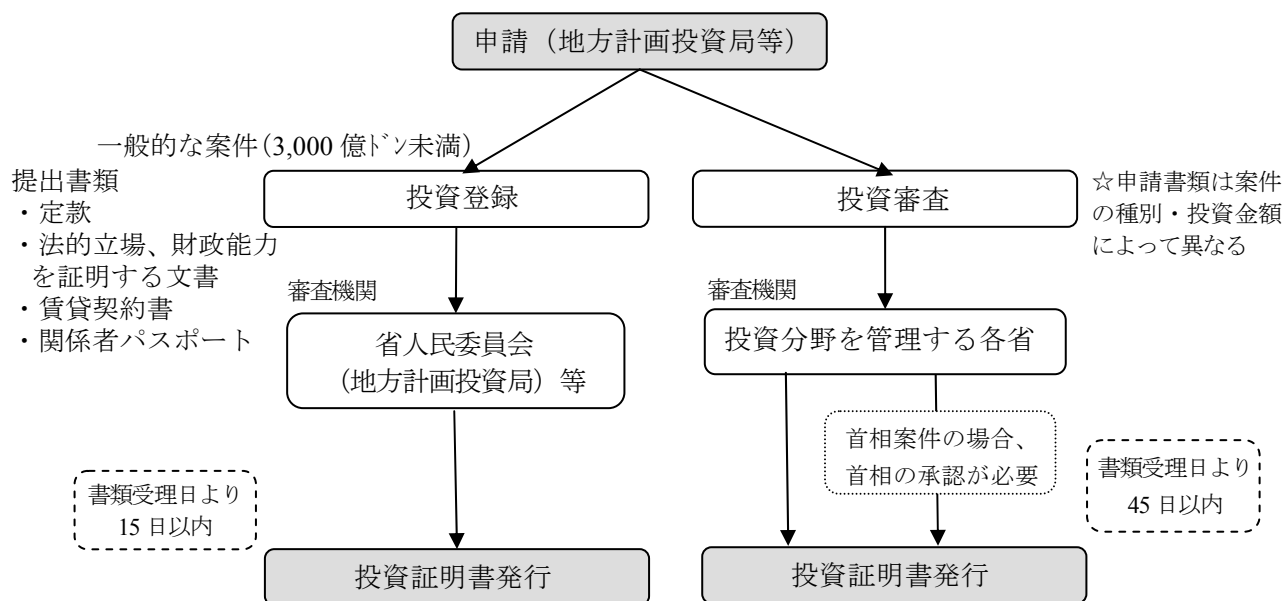


図 2-6 ベトナムでの会社設立手続き

出典：JETRO, 「登記手続きについて」(2010),

http://www.jetro.go.jp/jfile/country/vn/invest_09/pdfs/vietnam_toukitetsuzuki2010.pdf

⁵ 建設・インフラ関連分野のみを抜粋

(3) 会社設立に関する留意点

1) 投資禁止・規制業種、会社形態の制限

共通投資法により国防や歴史文化遺産、自然環境などを損ねる投資事業が禁止されている。また、文化、娯楽、金融、健康、不動産などの分野では外国投資が制限され、ベトナム出資者と外国投資家の出資比率が定められる。

投資禁止分野：

- ・ 国防、国家安全及び公益に損害を与える投資事業
- ・ 歴史文化遺産及び習慣、伝統を損ねる投資事業
- ・ 国民の健康、生態環境を損ねる投資事業
- ・ 有害廃棄物処理に関わる事業

共通投資法に基づく、外国投資として以下の形態が認められる：

- ・ 100%外国投資の現地法人
- ・ ベトナム企業との合弁による現地法人
- ・ 事業協力契約
- ・ BOT 契約、BTO 契約、BT 契約
- ・ 間接投資

2) 土地所有の可否

ベトナムでは、土地は国民の共有財産であり、政府の管理下に置かれる。よって外国企業は土地を所有することは認められず、政府から土地を賃貸する形となる。その場合、財務省 2007 年通達 No.145 を参考に土地、水面、海面の使用料を算出し、賃貸料を支払う。

3) 外資優遇措置

2006 年共通投資法制定に伴い、従来外資にのみ付与されていた優遇措置が撤廃され、外国・国内投資に関らず、「奨励投資分野」及び「奨励地域に進出する企業」に対し法人税や土地使用料、輸入関税の優遇措置が付与されることとなった。

奨励投資分野：

- ・ 新素材、新エネルギー、ハイテク製品など関連する事業
- ・ 農林水産品の養殖及び加工、食塩生産
- ・ インフラ及び重要かつ大規模プロジェクトの建設及び開発
- ・ 伝統工芸の開発事業等

奨励投資地域：

政府が定める社会経済状況が困窮している地域（Lao Cai 省、Ca Mau 省、Lam Dong 省全地区や他 55 の省内地区）が優遇措置付与の対象となる。

さらに、科学・技術企業や環境保護事業に対しても優遇措置を取る政令が公布されており、科学・技術企業には法人所得税法上のインセンティブに加え、土地使用権や住宅所有権登録印税の免除、土地賃貸料または利用料も免除される。環境保護事業に対しては法人税や付加価値税の優遇措置が適用される。

出典：JETRO, 「外資に関する規制—ベトナム—」, http://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/invest_02/
JETRO, 「外資に関する奨励—ベトナム—」, http://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/invest_03/

2.3.3 調達制度の特徴

- 2005年の調達法（Law on Procurement, No.61/2005/QH11）ならびに2006年の実施細則（Decree Guiding implementation of Law on Procurement and selection of contractor bidder in accordance with Law on Construction, No.111/2006/ND-CP）に規定される。
- 国内入札は、公開入札（open bidding）、指名入札（limited bidding）、特命契約（direct appointment of contractor）の三種類である。
- 国際入札は、外国からの資金援助プロジェクトで国際入札が義務付けられている場合もしくは、技術的要件を満たす国内入札者がいない場合に実施される。
- 国際入札では、以下の条件を満たす場合に優遇措置を受けることができる。
- 統一企業法、共通投資法に基づく現地法人であること
- 法人格を持たない外国企業の場合：共同入札者（partnership tenderer）が幹事会社（事業の50%以上を担当）となること
- 資材の国内調達率を30%以上とすること
- 工事調達：優遇措置不適用の入札者には入札額に7.5%を加算し評価。
- コンサルティング調達：優遇措置適用可能企業は、総合得点に7.5%を加算し評価。
- 上述の優遇措置が加味された後に国内請負業者と外国請負業者が同等の評価を得た場合、国内業者に優先権が与えられる。
- 2つ以上の外国請負業者が同等の評価を得た場合、国内費用の高いものに優先権が与えられる。

3 現地法人等の立ち上げから工事受注に至るプロセスにおける手続き・契約等の現状

本章では主にヒアリング調査から得られた意見を中心に表題の現状・課題等について整理した。

3.1 建設業界（主に総合建設会社）

3.1.1 土木分野

(1) 海外進出のきっかけ

土木分野のアジア諸国への進出は ODA の対象案件への応札から始まるのが一般的である。その他、中東での日系プラントやメーカー等から工事を受注する形で進出する例も少なくない。

(2) 現地法人等の設立

1) 進出の形態

建設企業の海外への参入形態は、対象国において受ける企業形態別の事業参画条件や税制でのメリットなど法的な制約と、参入企業側の対象国における活動の継続性を考慮して選定される。

一般的に開発途上国における、日系企業の土木工事受注は ODA を対象としており、これら ODA 事業の参画条件（実績）は（日本国内での）実績が認められるため、本邦企業により受注される。また、このような ODA 事業は継続性の観点からも、現地法人という形態をとることは困難であるため、プロジェクトベースの活動となり、案件がある程度まとまる場合など必要に応じて営業所等を通じたバックアップ体制を構築する。本邦企業による受注は単体による売上高確保の観点からも重視されている。

表 3-1 工事受注（ODA 除く）における法的制限の有無

法的制限を受ける国 （現地法人設立が必要）	インド、インドネシア、中国、台湾、 タイ、フィリピン等
法的制限を受けない国 （日本法人として受注可能）	ベトナム、シンガポール、カンボジア、 ラオス、スリランカ等

2) 進出の準備

進出の準備期間は、プロジェクトベースの場合でも数ヶ月、当該国を長期的な市場としてみる場合ならびに現地法人設立を考えた場合には、数年規模を費やしての事前情報収集やネットワーク構築が必要となる。現地企業の買収という形で参入する場合この期間は一般的に短くなる。情報収集体制は、技術協力による人材派遣や日系商社・金融機関からの協力を得る他、国際的な会計事務所などとの連携により構築される。

ローカルパートナーとの関係構築は特に重要で、出張ベースでパートナーを探す場合や、web や E-mail などあらゆる手段を用いて情報収集を行い、マッチングの優位性を検討していく。

収集する情報としては、市場性（ODA や国際機関の中期的な投資見込み・実績、日系企業の進出状況）、競争性（単価比較、現地企業の活動状況）、法制（建設業法、労働基準法、税制、外貨送金の可否等）、リソース（人材、資材の調達可能性）、治安・生活環境などの把握を行う。

会社の設立に必要な手続きの中身は、日本国内のものとはほぼ同様であるが、開発途上国ではそのプロセスが確立されていらず、担当者の裁量に委ねられる部分も多く、国によって様々であるがとにかく時間がかかるのが特徴である。一般的に半年から1年程度必要で、数ヶ月規模の遅延は通常見込んでおく必要があり、また法改正などの障害も頻繁に発生する。このプロセスを速やかに進ませる為に賄賂を要求してくることも少なくない。

(3) 現地法人の活動内容

1) 現地雇用

現地法人のメリットは幹部層も含めたローカル化によるコスト減であり、日本人の配置はできるだけ少なくすることが理想である。会社設立にあたっては、そのステータスが重要であり、そのためには現地の一定のステータスを持つ人材を雇用する必要がある。単に人件費が安いから現地人を増やすといったやり方は望ましくない。近年では現地法人の社長やプロジェクトマネージャー・所長をローカルスタッフが務める例も増えている。欧米では一般的である優秀な人材の引き抜きは、アジアではまだあまり活発ではない。

現地人の雇用確保の観点より、通常日本人の雇用比率に対して一定の規制が設けられる場合もある。

現地スタッフの教育は、日本国内に招いて一定期間研修を行うことも一般化しているが、その場合でも給料の高い会社に簡単に移籍するなど会社への定着率は概して高くない。

欧米系の建設会社は現地法人（子会社等）に対して、自国民を一人も投入しないなど大胆なローカリゼーションを行っている例が多い。

表 3-2 建設企業の海外事務所雇用者数（現地法人～工事事務所）ならびに日本人の雇用比率

日：現（日比率）	ベトナム	インド	インドネシア
A 社	7：260（3%）	—	2：60（3%）
B 社	20：155（11%）	40：200（17%）	15：200（7%）
C 社	30：405（7%）	25：245（9%）	5：120（4%）
D 社	5：15（25%）	—	—

*一般的に設立直後に日本人比率が高くなる傾向がある。

表 3-3 現地事務所の設立、運営に係る課題

	設立時の課題	運営上の課題（工事に直接関係するものを除く）
【労務】	<p>a. 現地従業員の採用</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業間の人材獲得競争激化による優秀な人材不足 募集のコスト、時間が多大 効果的な募集ルートの未確保 <p>b. 日本人派遣者</p> <ul style="list-style-type: none"> 語学（英語、現地語）の習得者の確保 就労ビザの取得 <p>c. 現地共同出資パートナー</p> <ul style="list-style-type: none"> 概要や実績等把握理解の上、適格なパートナー選定 	<p>a. 現地従業員</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本人スタッフとの意思疎通問題（語学面、慣習面） 能力不足 人材の定着（特に 20～30 代高学歴者の人材流出） 日本本社の経営管理、経営理念に対する理解不足 <p>b. 日本人派遣者</p> <ul style="list-style-type: none"> 現地従業員との意思疎通問題 人材の定着（定期異動等） 本社とのネットワーク・コミュニケーション不足 <p>c. 現地共同出資パートナー</p> <ul style="list-style-type: none"> 共同出資者の事業方針転換（撤退等） 日本側との意思疎通問題
【法務】	<p>a. 規制・税務</p> <ul style="list-style-type: none"> 法令、税務、会計等の知識不足 リーガルアドバイザーの確保 	<p>b. 規制・税務</p> <ul style="list-style-type: none"> 法令、税務、会計等の知識不足、頻繁な制度変更への対応 優遇措置の廃止や、規制・課税等の強化 <p>c. 知的財産権保護問題</p> <ul style="list-style-type: none"> 自社経営資源、生産技術等漏出防止
【営業・財務】	<p>a. 設立</p> <ul style="list-style-type: none"> 会社設立制度、設立規制や手順の理解 事業関連制度や法令、登録機関等の把握 設立や対外直接投資に係る届出等許認可手続きに時間がかかる <p>b. 税務</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人税、個人所得税、付加価値税等の税率、手続き等理解 	<p>a. 経済情勢・市場の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> インフレによる人件費、テナント・公共料金等の物価上昇 政変や内戦等による市場縮小 日本政府の方針転換（ODA 予算規模縮小など） 為替変動 <p>b. 営業・生産活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 案件情報の収集 受注先、販売先確保（関連産業が未集積・未発展） インフラ未整備（電気、通信、物流等） 取引先の品質、納期、コスト要求 煩瑣な輸出入手続き
【その他】		<p>a. 現地事情</p> <ul style="list-style-type: none"> 政情や経済不安 現地文化理解 日系団体との関係構築 <p>d. 日本本社との調整</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本本社と現地法人間の意思疎通（現地事情の理解不足） 日本本社の事業戦略変更（海外事業規模の縮小や撤退） 本社基準への遵守（現地に即しておらず非効率等）

(4) 工事の受注

1) 対象事業・顧客

土木工事では香港やシンガポールなど一定の経済レベルに達した国では、当該国自国資金案件の受注もみられるが、それ以外では ODA 関連の受注に傾倒している。

海外事業において一番重視されることは工事代金の回収であり、ローカル案件の受注において土木、建築共通して言えることは、事前に支払の確実性を確認することが必須であり、そのため発注者の信用調査などが行われる。

2) 入札参加資格

非 ODA 案件の場合、資格を持っていないと入札に参加できないよう欧米企業が仕組んでいる例がある。早いうちから欧米企業が現地に入り込み、入札評価の仕組みを彼らの土俵で構築している。たとえば BREEAM (イギリスの建築物の環境性能認証)、LEED (同米国)などを求められる。日本企業は CASBEE (同日本)を持っていると主張するが、CASBEE は、資格のクライテリアに合致しない。技術的なスペックだけではなく、競争参加資格そのものが欧米化しており、今後は欧米企業と組んで参入することも検討していかなくてはならない。

3) 契約の遵守

契約をきちんと守る、発注者の意向は契約外であっても従う、という何よりも仕事をきちんとこなすという日本の風土は、海外では常識として通用しない面も強く、国際的な慣行 (契約に書かれていること以外はしない、クレームによる増額要求や工事の中断の常態化) について学んでいくことも大切である。

(5) 採用される技術基準とその対応

東南アジア諸国での工事は、日本の基準を持ち込み過剰な工事を行っているとの意見と、国際的な基準に基づき適切に行っているとの相反する意見が混在する。

土木工事での技術基準・仕様は FIDIC (Federation Internationale des Ingenieurs-Conseils 国際コンサルティング・エンジニア連盟)、英国式 (BS : British Standards)、米国式 (ASTM : The American Society of Testing and Materials) など国際的な基準がベースとなっているため、途上国での仕事向けに特にスペックダウンしているとの認識はない。その分過剰に施工している可能性もある。

フランスなど特定の基準を除き、建設企業の国際的な基準への対応に対して困難は無い一方、資機材・製品などサプライ面で日本基準であることが望ましく、これは欧米のコンサルタントが得意な、自国のスペックを取り込んでくるスペックインという手法である。

採用される基準は、日本基準であれ、外国基準であれ、同等品を認めるなど融通性を持たせる考えを採用すべきとの意見が多く聞かれた。

(6) 施工品質・コストの差

施工品質の差については、日本企業と海外企業に差があるという意見と、近年は殆ど違いがないとの双方の意見を得ている。後者の意見は、海外企業の技術力の向上という側面の他、基準への対応同様コスト競争力の観点から日系企業が一定の品質で仕上げる方針を採用してきているとの側面が影響していると考えられる。

ただし、建設直後の見た目に品質の差はなくとも中長期的に見た場合、特に構造部などにおいて差が出てくるといった意見は多く聞かれた。

日本式の過剰スペックに対して、近年日本の建設会社は仕様を満たす範囲で留めるとのやり方に切り替えてきており、今後品質の優位性を訴えることができなくなる恐れがあるとの声も聞かれる。

工事本体の価格は日系企業も欧米企業も大きくは変わらないが、日系企業は安全対策費、品質管理費などをしっかりと計上する分がコスト高に大きく作用しているということである。また、中国、韓国企業とは労働力コストの差が大きく、これが本体価格差に結びついている。

(7) 中国、韓国の海外展開

カントリーリスクは中国、韓国など他のライバル国の海外進出に際しても同様に持ちえる部分だが、彼らはその回避が上手であり、特に日本が弱い契約管理面に秀でている。特に中国は一企業を国がバックアップする体制をとる。例えば、ユーティリティ（電線、配管など）が移設されない為、工事から引き上げるといったことを政府から強く働きかけしてくれる。

中国が組成した案件では欧米のコンサルタントを活用して入札図書を作成する為、いいものが出るが、施工の段階で十分な品質が確保できないことがよくある。

日本は JICA の F/S（フィージビリティスタディ）後、プロジェクトに繋がるまで数年を要するが、中国はこの間に資金と人材を持ち込んで仕事に着手する。日本企業の受注を念頭に置いた JICA の F/S の結果であれば、中国は十分に利益を上げることが出来るとの思想により、独自の見積もりさえせずに事業を取っていく。

今後中国国内の建設企業の海外展開が加速し、より海外市場を荒らすことになるという専門誌の分析がある。

韓国は、国内でも経験のないような案件を海外で受注し、ドイツや日本人の技術者を雇用して対応し技術を蓄積していく手法をとっている。現在の韓国の強みはウォン安の為替が大きく作用している。

海外市場、特に日本の無償資金協力においては中国、韓国の名前がよく聞かれるが、実際に一番多く受注しているのは当該国の企業である点も忘れてはならない。

3.1.2 建築分野⁶

(1) 海外進出のきっかけ

建築分野では日系企業の工場建設や関連会社の海外拠点の整備にあたり声掛けがあることから海外事業に着手する例が多い。

(2) 現地法人等の設立（進出の形態）

建築分野では、日系企業（メーカー等）の進出にあたり工場などの建設を対象として活動している。このような民-民ベースでの工事受注にあたって建設会社は、法的に現地法人としての資格を求められることが多く、その場合に現地法人を設立するのが一般的である。また、建築工事は新築工事後にメンテナンスや増築・改修工事など付帯的な仕事も多く期待され、これらに迅速に対応可能な現地法人による継続的な運営が必要となる。

(3) 工事の受注（対象事業・顧客）

建築工事は日系企業の工場建設が殆どであるが、タイ、シンガポール、香港、マレーシアなど一定の経済レベルに達した国ではローカルの民間デベロッパー発注による集合住宅などの受注も見られる。

(4) 採用される技術基準とその対応

建築の技術基準・仕様については、国毎、発注者毎に消防設備の設置等独自の基準を保有しており様々。現地の法律では殆ど規制されていないため、顧客の考えで差が出る面が強く、また土木と違い建設会社の意見を反映できる面も多い。顧客との相談により、日本式に高スペックで対応する場合と現地基準をベースにコストを優先させる場合、両方の手法が場面に応じて使い分けられている。

⁶ 土木分野（3.1.1）と共通事項については再掲しない

3.2 建設関連分野の動向

3.2.1 住宅メーカー

大手ハウスメーカーで海外事業を手がける企業が幾つか存在する。このようなハウスメーカーの進出先は、元来木材などの建設資材の調達国であったものが、相手国内の生産体制やニーズに関する理解を深め、地産地消の考え方より消費地としてのマーケット対象となっていくという経緯を持つ。

進出先は、性能の高い住宅の購入に理解が見込める富裕層の厚さが認められる国（中国、オーストラリアなど）が中心であり、これらの国への進出に関しても、現地パートナーに対して工程・生産管理などソフト面での特定の技術提供や大規模面開発のノウハウを活用した事業など、確実に勝てる部分に特化した無理のない参入を心がけている印象を受ける。

ローカル企業と比較した場合の技術力の比較優位性としては、省エネ・バリアフリーのノウハウを含めた施工品質や、本体・設備の一体供給などがあげられている。

戸建ての住宅は、特に気候や風土の影響を強く受ける製品であり、国際的な標準のようなものは存在しない。そのため日本の住宅の技術や仕様を単純に丸ごと持ち込むことは、他の一般的な建築物と比較してもより困難である点も特長として挙げられる。

海外進出の大きなきっかけは国内の需要減という点では一般的な建設産業と同様であるが、この需要減の幅が一般的な建設産業と比較してまだ少ないことから、海外進出への必要性についても是が非でもといった状況に至っていないと考えられる。

本業務の調査の対象国であるベトナム、インド、インドネシアのうち特にベトナム、インドネシアについては将来的な市場として注目を浴びてはいるものの、短期的な視点ではまだ市場対象国とは考えられていない。

3.2.2 建設コンサルタント

建設コンサルタント業界の海外事業も ODA 事業をその生業として活動している。現地法人の設立は、情報収集拠点や優秀で安価な人材の確保などのメリットの他、ODA 以外の案件では入札参加条件ともなる。しかし現状、東南アジア諸国において現地法人化を進める日系企業はごく一部の大手建設コンサルタントに限定されており、この理由は、日系建設コンサルタントが ODA 以外の受注を殆ど行っていないことが一番の理由であると考えられる。コンサルタント業界は ODA を対象とした事業参画である為、ベトナムやインドネシアなどの国では支店、営業所の形で参入するが、ODA 事業の継続性が見込まれない国では、建設会社同様プロジェクトベースの参入となり、事業の終了とともに当該国から撤退するのが一般的な手法である。

調査・設計の世界は実績が重視されるため、現在のところ中国、韓国は実績がなく国際

市場において進出はあまりみられない。欧米のコンサルタントは、海外市場への進出も早く競争力が高く、また現地法人化により安価でのサービス提供を可能としている。

実績や技術が重視される一方、近年では、コンサルタント業界も価格競争にさらされる潮流となっている。従来は2封筒方式の選定で技術評価で他国を排除することも出来たが、現在はODAや国際援助機関の案件ともにQCBS（Quality and Cost Based Selection）になり価格面での評価を受けるようになっているが、ODAにおいては建設業界と比較してまだ日本企業は守られているとの意識があるようだ。

表 3-4 ヒアリング結果概要

	建設分野		住宅分野	建設コンサルタント分野
	土木	建築		
進出の きっかけ	<ul style="list-style-type: none"> ODA 工事応札 進出日本企業からの受注 工事事務所等プロジェクトベース 	<ul style="list-style-type: none"> 進出日本企業からの受注 主に現地法人（民間工事受注に際する法的制約より） 	<ul style="list-style-type: none"> 木材等資材調達・加工の工場進出 現地法人（現地工務店、資材メーカー、デベロッパーとの合弁設立等） 	<ul style="list-style-type: none"> ODA 調査・設計参画 原則プロジェクトベースだが、ODA 案件の多い国では、支店、営業所を併設（現地法人の設立は稀）
進出の形態				
現地法人等の 活動内容	<ul style="list-style-type: none"> 法的な制約によりローカル企業とのJV やその出資比率を検討した上で、合弁企業を設立 日本人雇用比率は数%～20%程度 主にプロジェクトのバックアップ 	<ul style="list-style-type: none"> 案件の受注・施工・メンテナンス業務 	<ul style="list-style-type: none"> 地域性が強いため、建設部分（資材業を除く）では特にローカル等との合弁を設立する例が一般的 	<ul style="list-style-type: none"> 案件（設計、監理）の受注・実施 F/S 等初期段階のものは出張ベースで実施 現地事務所はローカルの活用を積極的に行う
工事（仕事） の受注	<ul style="list-style-type: none"> ODA 案件の受注（香港、シンガポール等を除き、ローカル資金による（元請）受注はなし） 	<ul style="list-style-type: none"> 日系企業の工場等建設（オーストラリアの施工実績は稀） タイ等親日国での日系以外の受注 	<ul style="list-style-type: none"> 高性能住宅（新築、リフォーム） 大規模土地開発 建設資材の輸出入 	<ul style="list-style-type: none"> ODA 案件の調査、設計等プロジェクト業務受注
技術基準・ スペック	<ul style="list-style-type: none"> FIDIC、BS（英国）、ASTM（米国）等、国際的な基準をベースとしたもの 	<ul style="list-style-type: none"> 法的な制約は少なく、顧客の考え方に依存。ゼネコンの意見（日本のスペック）が反映される部分も多い 	<ul style="list-style-type: none"> 相手国の基準に付加価値を与えるイメージで対応 	<p>—</p>
施工品質 価格差	<ul style="list-style-type: none"> 竣工までの技術力の差は縮小しているが、中長期の品質面では優位な差が存在 価格面では海外企業と比較して安全対策費、品質管理費などで大きく差が付く 加えて、中国・韓国企業とは労務費でも差が付く 	<ul style="list-style-type: none"> 上記スペックの違いが品質にも違いとして存在 床の仕上げなど品質の違いが顕著に現れる部分 	<ul style="list-style-type: none"> 中長期の品質面では優位な差が存在 出隅、入り隅、天井、床の不陸などに品質の差が顕著 価格差は使用する資材の違いにより大きく現れる 	<p>—</p>

<p>外国企業進出対応(特に中国・韓国)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ローカル企業ならびに中国、韓国の低価格への対応が困難 	<ul style="list-style-type: none"> 日系企業発注による案件では、原則外国企業との競争は発生していない 	<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> 欧米系企業への対抗。特にアプレックス能力、客先との交渉能力で劣る 実績が重視される為、中国・韓国との市場の競争は顕在化していない
<p>差別化できる技術・事業分野</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市土木 複雑な案件(空港、下水処理等) 	<ul style="list-style-type: none"> 病院等 	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ等環境技術 工業化された技術 寒冷地でのノウハウ 	<p>—</p>
<p>主要課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> コスト競争への対応 資金回収や契約のリスクの回避 新たな事業分野(PPPなど)への参画 	<ul style="list-style-type: none"> (現地法人の維持に必要な)受注の継続 	<ul style="list-style-type: none"> コスト競争への対応 資材調達ルートを含めた体制作り 文化・地域性が強く、大量生産のノウハウが未発展 	<ul style="list-style-type: none"> コスト競争への対応 資金回収や契約のリスクを回避 欧米基準で要求される実績の不足 人材確保 外国企業が担当する施工の管理
<p>政府への期待</p>	<ul style="list-style-type: none"> 日本基準・技術の海外発信 高品質の実証実験等戦略・枠組みの整備 途上国での公共入札・契約制度改革支援 官民一体となった海外進出の検討 	<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> 技術者相互認証制度の確立 日本の制度(住宅性能評価術等)の普及 官民一体となった海外進出の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 日本の独自技術、資格制度の海外発信

4.2. インドネシア国の長中期・短期公共事業計画に関する調査報告

目 次

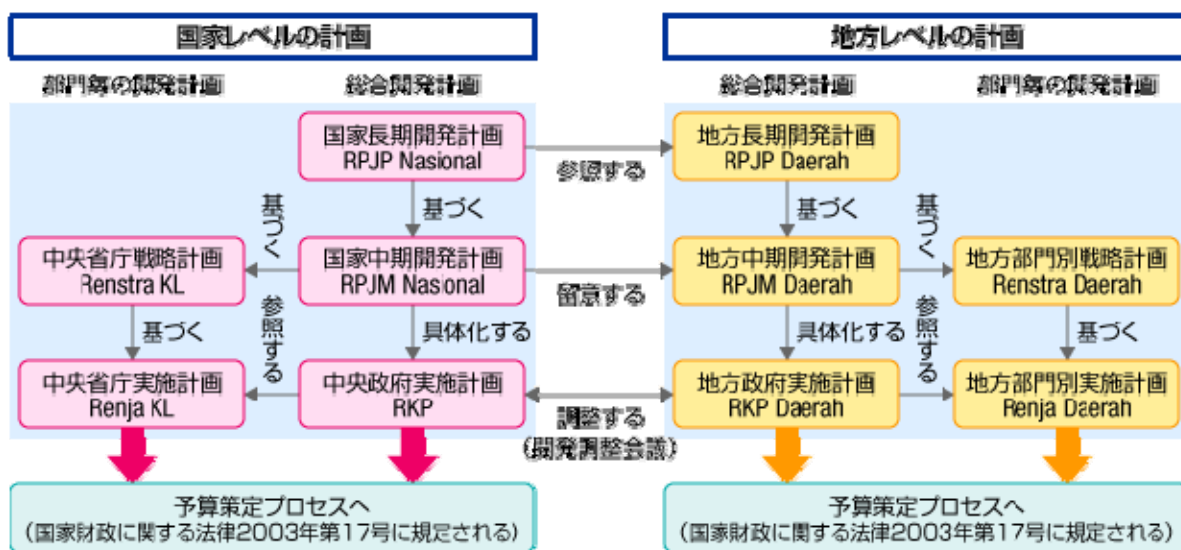
1. インドネシア国の長中期・短期公共事業計画に関する調査報告	269
1.1 インドネシア国における公共事業計画の種類・内容	269
1.2 インドネシア国における公共事業計画の作成の流れ	272
1.3 インドネシア国における道路整備の現状及び課題	272
1.4 インドネシア国における Asbuton 舗装の適用可能性及び実用化方策に係る調査・ 検討	273

1. インドネシア国の長中期・短期公共事業計画に関する調査報告

1.1 インドネシア国における公共事業計画の種類・内容

インドネシア国における国家開発計画に関して、既往調査結果や国家開発計画の策定主体である国家開発企画庁（BAPPENAS : Badan Perencanaan Pembangunan Nasional）のウェブサイトから利用可能な情報を収集・整理し、同国の長期及び中期的な国家開発計画に係るこれまでの策定経緯と現状について取りまとめた。

ここではインドネシア国における国家開発システム法の体系として、国家レベル及び地方レベルでの長期計画、中期計画（5 ヶ年計画）及び年次計画の位置付けについて整理した。



資料: 国家開発計画システム法を元に作成

図 1. 1 インドネシア国・国家開発システム法の体系
(国土交通省ホームページより)

インドネシア国における国家開発計画としては、第2代・スハルト大統領が就任した1967年以降、5年ごとの国家開発計画（REPELITA : Rencana Pembangunan Lima Tahun）と、25年ごとの長期開発計画（PJP : Pembangunan Jangka Panjang）が継続的に策定され、これらの計画に基づき各種プロジェクトを実施する体制が行政府内に整備されてきた。

その後、1990年代から2000年初頭にかけての短命政権による政権交代に伴い、国家開発計画に関しても様々な変更が行われたが、2004年10月のメガワティ大統領時代の末期に「国家開発システム法」が成立した。その後、2004年10月20日にユドヨノ大統領が就任し、その政権下で同法が本格的に運用されることとなった。

① 国家開発システム法のポイント

同法に基づき、長期（20年）・中期（5年）・短期（1年）の3つの開発計画を作成することが定められた。このうち、長期計画は議会を通じて法律によって定め、中期・短期計画は大統領令に基づいて定められる。中央政府の開発計画としては、BAPPENAS長官が長期・中期・短期の計画を作成し、また地方政府の開発計画としては、州、県、市に設置されている地方開発企画庁（BAPPEDA : Badan Perencanaan Pembangunan Daerah）が作成する。

また、国家開発システム法に基づく中期国家開発計画（RPJM : Rencana Pembangunan Jangka Menengah）について、2010年に策定された第2次の中期国家開発計画（RPJM 2010-2014）は、ブックⅠ～Ⅲの3部構成となっており、それら具体的な内容は以下の通りである。

ブックⅠ : 公共戦略・政策、マクロ経済フレームワーク及びアクションプランを策定するとともに、11の国家プライオリティや貧困比率、失業率などの定量的目標を記載。

ブックⅡ : ブックⅠに記載された開発目標について、長期国家計画（RPJP 2005-2025 : Rencana Pembangunan Jangka Panjang）との関係を明示した上で、「社会開発と宗教・文化生活」、「地域と空間計画」、「自然資源と環境」といった分野別に記載。

ブックⅢ : 中央政府と地方政府間並びに地域間の相乗効果をテーマとして、ブックⅠに定められた開発目標を実現するための地域開発計画を地域別に記載。

② 重点プロジェクトリスト（ブルーブック）

国家開発計画の策定主体である BAPPENAS においては、これまで単年度予算との調整作業等を行いつつ、開発予算作りにイニシアティブを発揮するとともに、外国援助の導入及びその調整の媒体となる重点プロジェクトリスト（ブルーブック）の作成を行ってきた。

その後、国家開発計画の位置付け・策定主体の変更等がなされてきたものの、このたびの国家開発システム法の実施及び BAPPENAS の復権に伴って、それまで有名無実化して

いたブルーブックにも一定の役割が与えられることとなった。具体的には RPJM に必要な対外資金量、優先分野を明確化すること並びにブルーブックに明記されない事業は対外借入プロジェクトの対象にならないとの方針が打ち出された。また、ブルーブックを単なる重点プロジェクトリストとせず、原則として案件実施の条件が整っているもの（用地取得、環境影響評価等）しか記載されないこととなっている。

対外借入プロジェクトとしては、インフラ整備の加速、農林水産業及び農村の活性化、教育・保健サービスとアクセスの改善、防衛と安全に資するものを優先的な課題として、具体的には地方政府の収入増加に寄与するインフラ整備、地方格差の改善やコミュニティに直接裨益するもの、国営企業のサービスの改善及び収入増加に資するもの、そして外国直接投資の誘致に資するもの、を優先するものとしている。

また、プロジェクトの採択基準としては、中央政府・国営企業・地方政府が管轄する公的施設であること、国内調達が困難で外国産の製品サービス・技術に依存する割合の高いもの、プロジェクトの融資実行条件・実施手続きが複雑でないもの、そして開発のモデルとなるもの、を優先するとしている。

③ 主要ドナー国による CGI の廃止（2007 年以降）

インドネシアでは、政府代表団、日本をはじめとする主要ドナー国及び国際機関等が出席する CGI（Consultative Group on Indonesia）会合がほぼ毎年開催され、長くインドネシアの開発課題の議論と援助調整の場としての機能を果たしてきた。しかしながら、2007 年 1 月にユドヨノ大統領は CGI 会合の廃止を表明したため、インドネシアにおけるプロジェクト形成や他のドナーの動向が分かりにくくなり、今後の案件形成に影響を及ぼすことが懸念される。

④ PPP 方式に基づくインフラ整備

現在、インドネシア政府では PPP（Public Private Partnership）方式によるインフラ整備に力を入れており、PPP 方式に依ることが有利なインフラ整備は容易に受け入れられると思われる一方、整備するインフラに収益性が無かったり、収益性を確保するために多額の補助金を別途必要とするものについては、優先度が低い案件とみなされる可能性がある。しかしながらその後の展開としては、具体的な PPP 事業の実現という観点からめぼしい成果が上がっていないのが実情である。その原因として以下が挙げられ、現在、インドネシア政府による関連法制度の整備、JICA をはじめとするドナーによる能力強化等が図られているところである。

- ・ PPP事業関連制度の整備・向上
- ・ 協調すべき官側の人的資源の能力向上
- ・ 案件形成（調達スキームの構築等）のための資金調達
- ・ PPP事業に対する融資スキームの開発

1.2 インドネシア国における公共事業計画の作成の流れ

インドネシア国における道路整備に係る計画・事業の流れに関しては、既往調査結果から情報を収集・整理した。

また、実際の対応状況等については、JICA インドネシア専門家からの聞き取りによって把握した。

インドネシアでの道路整備は、公共事業省道路総局が担当し、政府全体としての政策に基づき、個別に計画・建設等が行われる。

また、高速道路などについてはマスタープランに位置付けられており、実際の事業化に当たってはブルーブックに掲載されていなければ実施することはできない。その一方で、マスタープランに位置付けられていない道路がブルーブックに掲載されていることもある。

マスタープランに位置付けられた計画の事業化に当たっては、実現可能性調査（Feasibility Study）が行われることとなるが、事業の実施順位は不明である。

インドネシア国では、現在、計画されている事業を実施するだけでも大変で、新たな計画を盛り込むことは困難と考えられる。

また、舗装に関して、今後は維持管理予算が増え、舗装材料に関する需要は高まると見込まれる。

なお、インドネシアではここ数年、地方分権化が進んでいるので、中央政府（公共事業省）から地方政府に対して影響を及ぼすことは困難と見られている。

1.3 インドネシア国における道路整備の現状及び課題

現時点で利用可能な既往調査結果から、インドネシア国における道路整備の現状を調査し、舗装といった視点から課題の抽出を行った。

インドネシア国の道路整備総延長は、約 44 万 km であり、そのうち無料国道が約 3.9 万 km、州道が約 4 万 km で、全体の 9 割近く（約 36 万 km）が地区・市が管理する道路となっている。また無料国道の中でも、スペックごとの分類として中規模道路が約 1 割、小規模道路が半分近くを占めている。

更に国道の状態に関して言えば、全体の半分程度が良好（Good）とされているものの、良くない（Poor）又は悪い（Bad）とされているものが 1 割以上を占めていた。

なお、国全体の道路総延長（約 44 万 km）のうち、アスファルト舗装がなされているものが約 26 万 km（全体の約 6 割）であった。インドネシアではアスファルトの原材料となる Bitumen を自国生産と輸入に頼っており、輸入 Bitumen の価格が不安定であることや、耐久性の観点からもコンクリート舗装による整備も検討されている。

以上のことから、インドネシアの道路の多くが地方政府（州、市など）の管理する道路であり、その多くがアスファルト舗装されていないものと推測される。

また、無料国道に関しても、概ね良好との評価がなされているが、中には状態のよくない又は悪いものも1割以上を占めており、これらについて、今後改良が必要と思われる。

1.4 インドネシア国における Asbuton 舗装の適用可能性及び実用化 方策に係る調査・検討

調査・検討に当たっては、既往調査結果を踏まえつつ、RDCRB 関係者に対するヒアリング調査を行い、必要な情報の補完及び補足を行った。

まず、インドネシア国公共事業省のウェブサイトから Asbuton 舗装に関して以下の情報収集を行った。

平成23年6月14日のウェブサイトからの情報は以下の通り。

- ・ インドネシア地方代表議会でブトン島の天然アスファルト素材 Asbuton の使用を道路法に位置付けるべく提案、公共事業大臣によれば政府の方針として、同国の道路プロジェクト受注企業に Asbuton の使用を認める方針である。
- ・ その背景として、Asbuton は石油アスファルトに比べて高コストであるが、品質が良いこと、Asbuton 使用を拡大させることで石油アスファルト輸入コストの削減、雇用創出につながると考えられる。（なお、インドネシアは原油産出国であるものの、原油がパラフィン系であるため、製油所で分離してもアスファルトはほとんど得られないとのことであった。）
- ・ これまで道路建設のために Asbuton を大量供給できる生産者は存在せず、今後の道路舗装需要に応じて Asbuton 生産者の増産が期待される。
- ・ 2011年の Asbuton 需要は、2010年の60万トンに対して70万トンに増加する見込みである。

また、同年8月10日のウェブサイトからの情報は以下の通り。

- ・ ブトン島を訪問した公共事業省事務次官らと知事らとの会談から、Asbuton を市場に流通させるためには付加価値を高めるなど何らかの対策が必要とされている。
- ・ 現在、Asbuton に Trimix という添加剤を混ぜて舗装試験が行われているが、今後、95-99%以上の純度で精緻な抽出が行われれば有料道路での大型車両の通行にも耐えることができる。

これらの事前収集情報を補足・補完するため、別途、インドネシア国公共事業省道路・橋梁研究所(RDCRB)に対してヒアリング調査を実施した。

- ・ 公共事業省道路・橋梁研究所（RDCRB） 所長 Dr. Jawali Marbun
- ・ RDCRB 研究者 4 名

ヒアリングから得られた情報は以下の通りである。

- ・ インドネシアの道路建設・管理について、Asbuton 舗装の使用は 2006 年の法改正によって可能となっており、既に一部で使用されている。
- ・ しかしながら、年間需要約 130 万トンに対して、現在の生産者はインドネシア石油会社・プルタミナ 1 社のみで、約 6,000 トンの生産量しかない。
- ・ 今後は海外企業からの輸入、又は国内業者の設備投資による増産が期待される。国内大手 3 社は既に生産体制を整え、0.5cm 粒径の Asbuton を量産する予定。
- ・ Asbuton に関する技術マニュアルは 2006 年に整備され、2010 年にも改定された。その中で品質も規定されており、公共事業省がコントロールしている。
- ・ 通常のアスファルトの軟化点が 48-50℃であるのに対し、Asbuton は 55-60℃と高い。高品質（Advanced）の Asbuton の生産・普及には品質管理が重要であり、レベルの高い技術が必要となるとともに、高コストとなる。また、現在は需要と供給との間に大きなギャップがある。
- ・ 政府として、現時点では補助金などは考えていないが、十分な供給量が確保されれば、できる限り Asbuton を使用していきたいとのスタンスである。
- ・ インドネシアでは、アスファルト精製をアラブ諸国に依存しており、国内需要に供給が追いついていないことが課題となっている。（このため、今後、Asbuton 舗装のニーズが高まるものと推測される。）

4.3. 政府・アジア戦略を踏まえた研究フェーズからの取り組みについて

1. はじめに

国総研では、政府の成長戦略「アジア戦略」に沿って、国際活動を企画立案・推進するとともに、研究フェーズから我が国の関連技術等の普及につなげる仕組みづくりなどについての調査研究を進めている。本稿では、その取り組みの一部を紹介する。

2. 研究フェーズからのアプローチ

「アジア戦略」では「土木建築分野で有する高度な技術のアジアへの普及を進める」こととされているが、これに寄与するには、相手国と研究フェーズから研究成果の普及を見据えた戦略的アプローチ（図1）が必要だと考えている。

これを踏まえ、当面の研究連携重点国であるインド、インドネシア、ベトナムの3カ国を対象に、共同WS等を開催し研究連携を推進（図2）する一方で、アンケート等による具体技術のニーズ把握や関連技術の相手国の普及・展開方策の検討を進めている。

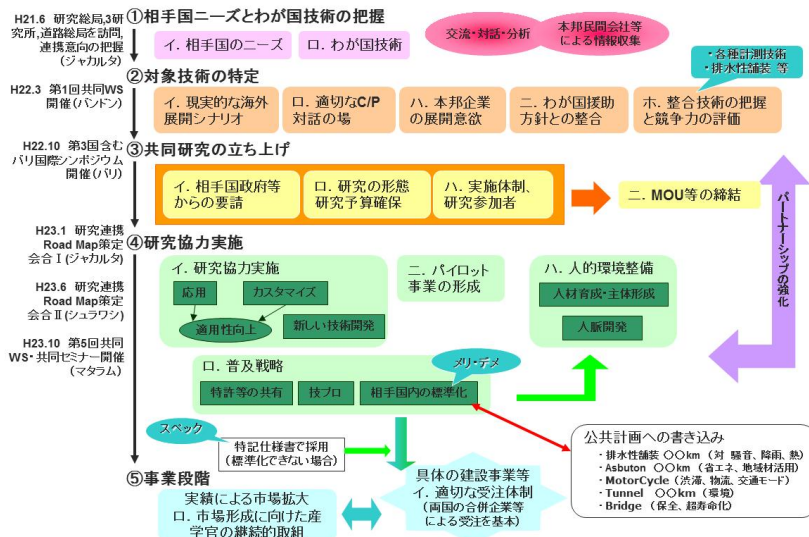


図1 研究フェーズからの戦略的アプローチ

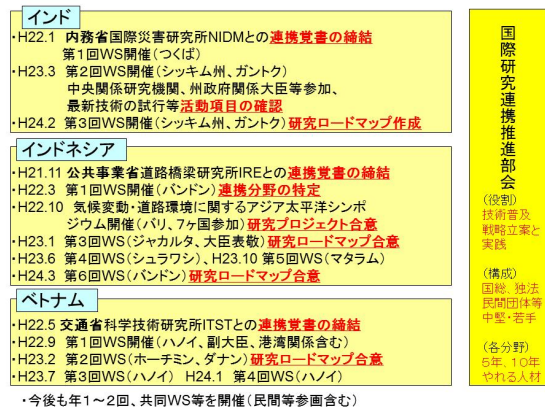


図2 アジア戦略を踏まえた2国間研究連携

今年度は、公共計画へのスペックの書き込みも想定し、インドネシアの道路整備計画の策定手続きなどを調査するとともに、アジア進出経験を有する国内建設関連企業11社に、現状・課題等のヒアリングを実施した。この中で整理された、我が国企業の技術力評価につながる長期的な品質検証の仕組みの導入などの課題を踏まえ、今後の研究連携活動の企画立案やその内容の充実を検討していくこととしている。

3. おわりに

今後も政府の成長戦略に寄与すべく、国際活動や調査研究を進めていくこととしている。

なお、今年度研究連携重点国との間で開催した共同WS等の概要については、国総研HPを参照されたい。

【参考】国総研HP（国際活動について

<http://www.nilim.go.jp/lab/beg/foreign/kokusai/kokusaitekikatudou.htm>

4.4. 国際研究連携推進部会・幹事会の発足について

国総研は政府の新成長戦略である「アジア戦略等」を踏まえ、インド・インドネシア・ベトナムとそれぞれ2国間研究連携覚書を締結し、平成23（2011）年度より具体の研究連携活動を開始した。これに先立ち、国総研、（独）土木研究所等を含めた実務対応体制の強化を図るため、国総研国際研究連携推進規程を整備し、平成23年4月に国際研究連携推進部会・幹事会を立ち上げ、実務メンバーを中心とする構成メンバーを選定した。

国土技術政策総合研究所国際研究連携推進規程

(目的)

第1条 この規程は、国土技術政策総合研究所（以下「所」という。）が海外諸国の研究機関との研究連携を戦略的に推進し、もって我が国の社会資本の整備に関連する技術の海外への普及に寄与するため必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 海外諸国の研究機関 海外諸国の国立研究所、大学及びその他公益を目的とする機関をいう。
- 二 課及び室 国土技術政策総合研究所組織規則（平成13年3月30日国土交通省令第79号。以下「組織規則」という。）第14条、第21条、第29条、第35条、第40条、第46条、第51条、第57条、第63条、第69条、第75条、第82条、第89条、第97条及び第103条に規定する課及び室をいう。
- 三 部付研究官 組織規則第18条、第19条、第19条の2、第28条、第34条、第39条、第45条、第50条の2、第50条の3、第56条の2、第68条の2、第74条、第81条、第94条、第95条、第100条、第101条、第106条の2、第107条及び第108条に規定する研究官をいう。
- 四 主任研究官 課等の内部組織に関する訓令（平成13年1月6日国土交通省訓令第4号）第3条第1項に規定する別表「国土技術政策総合研究所」の欄中の「主任研究官」をいう。

(適用)

第3条 この規程は、海外諸国の研究機関との研究連携に関し、所と当該機関とで研究連携に関する覚書等の文書を締結したものに適用することができる。

(推進部会及び幹事会)

第4条 第1条の目的を達成するため、海外諸国の研究機関と研究連携を行う課及び室は、研究連携を効果的かつ効率的に実施していくために、推進部会及び幹事会を設置することができる。

- 2 推進部会は、海外諸国の研究機関との研究連携の推進に関し、次の各号に掲げる事項を検討する。
 - 一 研究連携の研究分野の範囲
 - 二 研究連携の達成目標
 - 三 基本的な研究連携の形態
 - 四 その他研究連携を実施していく上で重要な事項
- 3 推進部会は、原則として当該研究連携に係る部付研究官、課及び室の長で構成する。部会長を選出は、部会の委員の互選により行う。
- 4 幹事会は、海外諸国の研究機関との研究連携に関し、次の各号に掲げる事項を検討する。
 - 一 研究連携の形態の具体的な実施事項
 - 二 その他研究連携を実施していく上で必要な事項
- 5 幹事会は、原則として当該研究連携に係る課及び室の長または主任研究官で構成する。幹

事長の選出は、幹事会の幹事の互選により行う。

6 海外諸国との研究連携をより効果的かつ効率的に推進するため必要がある場合は、第3項及び前項に規定する推進部会の委員及び幹事会の幹事として、独立行政法人、大学及び公益法人等の研究者等を加えることができる。

7 前項に規定する推進部会の委員及び幹事会の幹事は、所長が委嘱する。

8 所長は、第6項に規定する推進部会の委員及び幹事会の幹事に、第2項及び第4項の事務を行ううえで知り得た秘密を第三者に漏泄しないことを確約させるものとする。

9 所長は、推進部会の委員及び幹事会の幹事を免ずる必要があると認める場合には、別記様式により当該委員及び幹事を免ずることができる。

(国際研究推進室の事務)

第5条 国際研究推進室は、海外諸国の研究機関との研究連携を推進するため、次の各号に掲げる事務を行う。

一 前条に規定する推進部会及び幹事会の事務局に関する事務

二 海外諸国の研究機関と締結する覚書等の文書に関する事務

三 海外諸国の研究機関と研究連携として開催される会議に関する事務

四 外国旅費等関連予算配分案その他海外諸国との研究機関と研究連携を行うために必要な庶務に関すること

附 則

この規程は、平成23年4月20日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年7月15日から適用する。

別記様式（第4条関係）

	平成 年 月 日
_____ 殿	
	国土交通省 国土技術政策総合研究所長
推進部会委員の委嘱状	
国際研究連携に関し、下記のとおり推進部会委員を委嘱する。 なお、当該委員の業務を行うことにより知り得た秘密については、第三者に漏泄しないことを確約したものとする。	
記	
1. 推進部会・役職	国際研究連携推進部会 委員
2. 委嘱期間	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日
3. 旅費・報酬の有無	無
4. 推進部会の開催回数	年〇回程度
(※) 幹事会幹事の委嘱事項については、この書式に準じて作成する。	

	平成 年 月 日
_____ 殿	
	国土交通省 国土技術政策総合研究所長
推進部会委員の任命書	
国際研究連携に関し、下記のとおり推進部会委員を任命する。	
記	
1. 推進部会・役職	国際研究連携推進部会 委員
2. 任命期間	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日
3. 旅費・報酬の有無	無
4. 推進部会の開催回数	年〇回程度
(※) 幹事会幹事の任命事項については、この書式に準じて作成する。	

平成 年 月 日

殿

国土交通省
国土技術政策総合研究所長

推進部会委員の任命書

国際研究連携に関し、下記のとおり推進部会委員を免ずる。

記

1. 推進部会・役職 国際研究連携推進部会 委員

(※) 幹事会幹事の任命事項については、この書式に準じて作成する。

国際連携推進部会・幹事会

構成メンバー

	インドネシア					ベトナム					インド	
	①	②	③	④	⑤	★	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩
推進部会												
企画部												
環境研究部				○								
河川研究部	○					○						
道路研究部		○										
危機管理技術研究センター												○
材料資源研究グループ												○
道路技術研究グループ						○		○	○			
土砂管理研究グループ												○
幹事会												
企画部 国際研究推進室												
環境研究部 道路環境研究室	○											
道路研究部 道路研究室		○										
危機管理技術研究センター 砂防研究室												○
材料資源研究グループ 新材料チーム						○		○	○			○
道路技術研究グループ 舗装チーム						○		○	○			
道路技術研究グループ トンネルチーム					○					○		
土砂管理研究グループ 地すべりチーム												○

	インドネシア						ベトナム					インド
	①	②	③	④	⑤	★	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	
日本改質アスファルト協会						○						
ニチレキ株式会社 技術研究所所長												
羽入 昭吉												
社団法人日本道路建設業協会								○				
日本道路株式会社 技術部長									○			
藤田 仁												
参考：オプゾバー (横須賀関連窓口)												
管理調整部											○	
課長												
実作 幸治												
(関係機関)												
JICA専門家			○									
国土交通省												
池田 裕二												
(個別専門家 (道路政策アドバイザー))												
JICA専門家		○										
神戸市												
濱田 圭吾												
(JABODETABEK都市交通政策統合プロジェクト (プロジェクトリーダー/総合都市交通政策ア ドバイザー))												
JICA専門家 (道路アセット管理アドバイザー)		○										
西日本高速道路 (株)												
佐川 信之												
JICA専門家 (橋梁アセット管理アドバイザー)									○			
本州四国連絡高速道 路 (株)												
塚原 修												
JICA専門家 (高速道路システム運営・維持管理 アドバイザー)									○			
中日本高速道路 (株)									○			
秦 俊司									○			

※MINUTES及びROADMAP (according to Bali DECLARATION 2011)

＜インドネシア＞	＜背景＞
<p>① SESSION1 – Road Environment Guideline Development for Environmentally Friendly Road</p> <p>② SESSION2 – Traffic Research Roadmap for “Traffic survey methods using image processing technology (IPT)”</p> <p>③ SESSION3 – Road Safety</p> <p>④ SESSION4 – Bridge Project A. Research Roadmap for “Bridge Foundation and Scoring Monitoring” B. Research Roadmap for “Corrosion Detection and Prevention Technology” C. Research Roadmap for “Fatigue Detection and Prevention Technology”</p> <p>⑤ SESSION 5 – Tunnel and Underground Project Research Roadmap for “Guideline Development for Tunnel and Underground Structure”</p> <p>★ DECLARATION 6 As-Buton(Indonesia Natural Rock Asphalt) Project Research Roadmap for “Guideline Development for As Buton to Environmental Mitigation”</p>	<p>平成21年6月 連携意向/研究ニーズ調査</p> <p>平成21年11月 公共事業省研究総局道路橋梁研究所IREとの<u>連携覚書の締結</u></p> <p>平成21年3月 第1回WS開催 (バンドン、副大臣ほか参加) <u>連携分野の特定</u></p> <p>平成22年10月 気候変動・道路環境に関する研究連携に関するアジア太平洋シンポジウム共催 (バリ、7各国参加) <u>研究プロジェクト特定</u></p> <p>平成23年1月 第2回WS開催ジャカルタ 「<u>研究ロードマップの確定</u>」</p> <p>平成23年5月 (第3回開催調整中、今後、水関係等に広がる可能性)</p>
＜ベトナム＞	＜背景＞
<p>⑥ Road Noise in Vietnam</p> <p>⑦ Technology Transfer of Porous Asphalt</p> <p>⑧ Guideline Development of Steel bridge deck Pavement</p> <p>⑨ Construction and Maintenance Method of Tunnel in Vietnam</p> <p>⑩ Technology Transfer of Port and Harbor Facilities Rehabilitation and Maintenance</p> <p>★ Weathering and Exposure Test Cooperation concerning 4 modern Laboratories in ITST</p>	<p>平成22年5月 交通省科学技術研究所ITSTとの<u>連携覚書の締結</u></p> <p>平成22年9月 第1回WS開催ハノイ (副大臣ほか、港湾部隊含む)</p> <p>平成23年2月 第2回WS開催ホーチミン等 「<u>研究ロードマップの確定</u>」</p> <p>平成23年6月 (ロードマップに基づきStudy Tour in Japan調整中)</p> <p>平成23年7月 (Study Tour を踏まえた第3回WS開催調整中)</p>

＜インド＞	＜背景＞
<p>Possible Topics for Joint Research</p> <ul style="list-style-type: none"> - Test investigation by state of the art technology now under development - Basic Approach to be established against the landslide including temporary countermeasure and permanent one, which is essential to make the road networks stable <p>Next workshop</p> <ul style="list-style-type: none"> - For deepening the mutual understanding on the detailed conditions of possible joint-research project site, a next workshop will be jointly held here in the near future in Sikkim or other place in India with the participation of BRO having a strong needs to prevent and mitigate landslide problems as an actual road administration and related government members. - Japan side would like to share knowledge and technology to cope with landslides through joint-research project and also seek the possibility of considering tunneling option which is effective and efficient to the huge landslide, in the scope of making a best route selection for trunk road networks in safety and stableness. 	<p>平成21年3月 研究ニーズ等調査</p> <p>平成22年1月 内務省国立災害研究所NIDMとの<u>連携覚書の締結</u>、 第1回WS開催（つくば）</p> <p>平成23年3月 第2回WS開催（シッキム州、ガントク） 中央関係機 関、州政府関係大臣等参加。最新技術の試行等活動項目確認</p> <p>平成23年11月（第3回開催調整予定）</p>

※ 構成メンバーは部会発足当初のものである。